

総務産業委員会報告書

平成30年10月19日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原 和人

平成30年10月19日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備考
1 住宅政策についての調査研究 ① 備前市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例について	継続審査	—
2 財産管理についての調査研究 ① 庁舎建設工事について	継続審査	—

<報告事項>

- 備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定版の配付について（地方創生推進担当）
- NIGHT BAR BIZEN STYLEの実施について（地方創生推進担当）
- 文書取扱規程について（総務課）
- ICoca設置記念第1回オクトーバーフェストinBIZENの実施について
（産業観光課）
- 映画「ハルカの陶」について（産業観光課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	3
閉会中の継続調査事件	9
住宅政策についての調査研究	9
財産管理についての調査研究	17
閉会	44

総務産業委員会記録

招集日時	平成30年10月19日（金）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後2時23分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内 靖
	委員	尾川直行		土器 豊
		田口豊作		掛谷 繁
		川崎輝通		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂		
傍聴者	議員	星野和也	西上徳一	森本洋子
		青山孝樹		
	報道	あり		
	一般	なし		
説明員	市長公室長	高山豊彰	地方創生推進担当課長	馬場敬士
	総務部長	佐藤行弘	総務課長	河井健治
	契約管財課長	尾野田瑞穂	施設建設・再編課長	砂田健一郎
	産業部長 兼庁舎建設担当官	平田惣己治	産業観光課長	芳田 猛
	移住定住推進担当課長	濱山一泰		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○石原委員長 ただいまのご出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

***** 報告事項 *****

本日の委員会は、住宅政策についての調査研究及び財産管理についての調査研究についてを行います。せっかくの機会でございますので、まずは招集案件以外の報告事項をお受けします。順次御報告を願います。

○馬場地方創生推進担当課長 それでは、企画課から2点報告いたします。

まず、事後報告になりますが、備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定版配付の報告をさせていただきます。

先日10月2日に既に配付させていただいておりますが、総合戦略につきましては毎年見直すこととしており、見直しに際しては各界の皆様からの御意見をいただくため、懇談会を開催しております。本年度も7月5日に懇談会を開催し、総合戦略に上げられている平成29年度各事業実績の検証、それから事業内容や成果目標についてさまざまな御意見をいただきました。そして、いただいた御意見を参考に担当部署において精査し、取りまとめたものを改定版として委員の皆様へ配付させていただいたところであります。

成果目標等について、懇談会での御意見や実績に応じて見直しをしておりますが、総合戦略の事業数につきましては改定前は54事業でありましたが、2つの統合と1つの新規事業の追加により改定後は53事業となっております。

続きまして、10月5日金曜日に開催いたしましたプレミアムフライデーナイト、通称プレ金ナイト関連イベント、NIGHT BAR BIZEN STYLEの実施報告をいたします。本イベントにつきましては、先月9月19日の総務産業委員会で説明させていただきましたが、国の政策アイデアコンテストで優秀賞を受賞しましたBiz en Team RESASのアイデアを実現させたものであります。当日は台風25号の影響も懸念されましたが、何とか天気ももち、盛況に実施することができました。当初200人の参加者を目標としておりましたが、当日は大きく上回り300人以上もの参加をいただきました。このイベントにつきましては、備前市民と備前市への通勤者をターゲットとし、楽しむ場、出会いの場、交流の場を創出することで市のイメージアップを図り、地方創生につなげることを目的としたものであります。多くの参加者の皆様に笑顔で交流いただきまして、一定の成果を得たのではないかと考えております。しかしながら、何分こういうバースタイルのイベントにふなれなスタッフがほとんどで、お客様に御迷惑をおかけしたところも多々あります。これを経験といたしまして、未定ではありますが、次回以降のイベントに役立てていきたいと考えております。

○河井総務課長 総務課より文書取扱規程につきまして御報告させていただきます。

6月の総務産業委員会で御説明させていただきました備前市文書取扱規程を本日提出させてい

ただいております資料のとおり改定を行いまして、10月1日に開催しました部課長会議において全職員向けに周知徹底を行っているところでございます。

このたびの改正内容の重点的な項目につきましては、まず第6条におきまして各課長の文書事務における責任及び部下への指導を明記したこと、新たに第22条第5項といたしまして決裁文書の訂正に関する規程につきまして明記しているところでございます。

次に、第32条におきまして文書の庁外への持ち出しに関して、返却に至る確認を明記したこと、それと新たに第43条の2としまして、規程に違反した場合の調査及び処分について明記したことでございます。

以上のような改定を行いまして、改定後の文書取扱規程を各課長から職員に周知徹底していただきまして、適正に文書事務が行われるよう指導をお願いしているところでございます。今後とも引き続きまして文書事務の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

○芳田産業観光課長 それでは、産業観光課から2件報告させていただきます。

1点目は、10月6日、7日と実施予定でありましたI COCA設置記念第1回オクトーバーフェスト in B I Z E Nの実施報告ですが、御承知のとおり10月6日土曜日は台風25号接近に伴いまして実行委員会において中止を決定いたしました。なお、決定につきましては、5日の新聞掲載やテント設営などの関係上、どうしても4日の夕刻までに判断する必要があり、来場者等の安全を優先いたしました。しかしながら、6日当日は予想より北を台風が進んだため天候は良好でしたが、中止決定はやむを得ないと考えております。7日日曜日は天候に恵まれ、実施できましたが、当初、1,500人の目標にしておりました来場者数が、約700人となりました。特に、トラブルや苦情もございませんでした。来場者や出店者からも、来年も実施してほしいという声を多数いただいております。これにつきましては、実行委員会での反省会や協議を含めまして、開催場所や開催時期もあわせ来年度実施に向けて検討したいと考えております。なお、まだ清算中ではありますが、中止に伴い歳入見込みをはるかに下回っていると思われるので、補助金の増額を検討しなければならないと考えているところでございます。

次に、2点目、映画「ハルカの陶」についてでございますが、いよいよあさって、10月21日日曜日、備前焼まつりの2日目、日曜日にクランクインされ、市内、特に伊部を中心に11月2日金曜日まで撮影が行われる予定になっております。俳優の皆様は21日に備前市に入られますが、笹野さんは12時50分からの特設ステージにおいて備前焼の贈呈と質問コーナーに御参加いただける予定になっております。また、当日は午前8時から10時まで、備前焼まつりの開会式の撮影を行います。もしよろしければ、委員の皆様が開会式出席者のエキストラとして御参加いただきたいと考えておりますが、御参加いただける場合は委員会終了後、産業観光課までお申し出いただけたらと思っております。ただし、編集により映画に映らない場合がございますので、御承知お祈いします。また、9月補正予算で御承認いただきました映画制作協賛負担金2,000万円の財源についてでございますが、現在クラウドファンディングを開始し、本日までに

11人、32万5,000円の寄附をいただいております。引き続きPRを進めてまいり、寄附が集まるよう頑張っております。なお、企業様からは既に1,000万円以上の御協賛をいただいている状況であります。これらも、映画制作費の財源として活用させていただきたいと考えております。

○石原委員長 ほかに御報告はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ただいままでの報告につきまして質疑ございましたらお受けをいたします。

○尾川委員 文書取扱規程について、職員の反応はどんなですか。担当の職員にどのような制約があるのか、あるいはどういう効果を見込んで規程を改定したんですか、詳しく説明してください。

○河井総務課長 まず、事務を処理するときには必ず文書を作成しなければならないということ。それから、こういった規程の中では情報公開条例とも今回リンクをさせております。ですから、業務を行う上でメモ的な書類、6月の委員会でも御指摘があったと思うんですけども、そういったものでも事業の経過の一連として保存されているものであれば、文書として扱われますということを変更して認識していただくと。それと、今回罰則を盛り込んでおります。この罰則がかなり重いです。人事院から示されたものに倣っているわけなんですけれども、かなり重い罰則が科されるということをご認識していただいて、適正な事務処理に取り組んでいただけるものと思っております。

○尾川委員 私が一番心配したのは情報公開、要するにこの文書管理の問題と、規制と裏腹に情報が出んようになるというのがね。議会でも情報公開ということをおっしゃるわけで、かえって情報が出たほうがいいと思うんです。ただ、財務省が何かを見よると、どうもどこまでがメモか文書か、個人のパソコンへ入れとんのが文書かというそのあたりもようわからん。それで、公開して事実がわかってくればいいと思うんです。それを、何かこういう罰則にすりゃあ縮こんでしまうような気がする。その辺の兼ね合いというのは、ある程度規制はかけにゃあいけんと思うんです。一般市民にとっては、かえって情報が出んようになるんじゃないかという心配があるんですけど、その点はどんなんですか。

○河井総務課長 確かに委員御指摘のとおり、例えば余分な資料をつくらないということになれば、事務処理において情報が出にくくなるという懸念はあるかも知れませんが、事務処理に当たっては文書を作成しなければならないという大原則の中で一番の難点はメモ的なものだと思います。今の本市の取り扱いが個人的な検討段階にとどまる資料は除くという取り扱いになっております。組織的に利用している、保存されているというようなものでも、こういった職員の個人的なメモや資料等であっても行政文書に添付される場合などには情報公開の対象になるということに既になっておりますので、こういった点では今までも十分適正に職員が事務の取り扱い

いを行っているのではないかと。ですから、ここで制約がかかることによって文書の作成を怠るということにはならないよう努めてまいりたいと考えております。

○尾川委員 文書の作成を怠るということになると思うんですよ。下手なものをつくらんほうがいいからね。それで、結局その情報が隠蔽されるようなことになったら何のための文書管理規程かわからんという面があるんで。例えば、庁議の内容が公開されんと。今の市長はどういう感覚か知らんが、庁議というのは最高決定機関だと理解しとる。文書管理とは次元が違うものかもわからんけど、そのあたりの精査をしてもらって、もう少し情報公開の方向づけというのも、ぜひやってもらいたいと思うんですけど。

それともう一点、第43条の2で地方公務員法第29条の規定により処分するものとする。これはどういう処分になるんですか。

○河井総務課長 庁議等の公開につきましては、以前にも内部で議論があったとは思いますが、その公開について今後さらに担当部署において検討していただくようお願いしてみます。

それから、第29条の処分の内容ですけれども、公文書を偽造もしくは変造もしくは虚偽の公文書を作成し、または公文書を毀棄したときは免職または停職と。決裁文書を改ざんしたときも同様と。それから、公文書を改ざんし、紛失し、または誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより公務の運営に重大な支障を生じさせたときは停職、減給または戒告という処分となっております。

○石原委員長 ほかに。

○掛谷委員 第32条の新しく赤字で書かれるところをお尋ねします。

第2項に許可があれば持ち出し方法を確認し、持ち出した書類の返却の確認をしなければならない。これは結局許可があったら持ち出してもいいんですか。何か緩やかになったり、厳格になったり、こら辺がちょっとしっくりこないんですけど、説明をちょっとお願いします。

○河井総務課長 改正前は、許可を得ないで庁外に持ち出しという書き方なので、許可を得れば持ち出せますよというふうな書き方です。改正後は、原則庁外に持ち出してはなりませんという形で、その2項としまして、必要となった場合にその許可を与えるときにはどうやって持ち出すのか、それからどうやって返してくるのかということを具体的に書き込んだという点でございます。ですから、逆に言うと以前よりは厳しくなったということでございます。業務上市役所の庁舎内だけで仕事をしているわけではございませんので、会議等で現場へ文書を持ち出すということも必ず発生してくるものではないかと考えております。

○掛谷委員 現場で仕事する場合、書類はもちろん要るでしょう。というのが、その部分はいいんですけど、問題になったのは、家に持ち帰ったということだったと思いますね。ですから、現場で仕事をする、それはないと逆にできないんで当然だと思います。問題は、家に帰ってまで仕事をせざるを得ない、書類を持ち帰って家では仕事をするなというのが原則だと思いますね。そこら辺が今の言い方であればはっきりしていないんじゃないかと思うんですけど。

○河井総務課長 そういった意味で、主務課長が許可を与えるということになりますので、どちらへ持って出るかというのももちろん対象になると思います。ですから、なぜ自宅へ例えば持って帰るとかということにはなっていないかと思えます。

○掛谷委員 一々確認するのも大変でしょうけれども、それを重要文書については一々確認をする形になっていますけども、厳重にされるんだからそれでいいです。ただ、家に持ち帰って仕事という実態はあるんですか。

○河井総務課長 働き方改革が叫ばれている中で、本市では細かく把握はしておりませんが、基本的には持ち帰りについてはない方向で考えてはおります。

○掛谷委員 ですから、そこらあたりがはっきりしていないところが疑問に思っているんですよ。そこをもう少し研究されたらいいんじゃないかと思えます。

もう一点、いろんな文書の種類があると思う。ほかのところを見てみると、文書の種類を明確にしております。照会、回答、諮問、答申とか令達文、法規とか公示、たくさんございますが、そういった種類も明確にされている規程もあるようですね。今回そういうものが入っていないのはどうだったんでしょうか。

○河井総務課長 そちらは文書の保存規程がございますので、仕分けがまた別に存在しております。

○掛谷委員 この中にないのでお尋ねしたわけですが、それはまたそれを見なきゃわからないんですよ。もうこういうところに入れるつもりはございませんか。そういうものが別紙であるというのは、あちこち見るようなことはどうなのかなと思えますけど。

○河井総務課長 委員御指摘の件につきましては、今後も引き続きよくなるように改善は順次進めてはまいりたいと考えておりますので、検討は継続して行いたいと思えます。

○川崎委員 今回、監査委員の文書が出てこういうことになりよんじやけど、議会選出の監査委員もこの規程に当てはまるんですか。

○河井総務課長 これには当てはまりません。

○川崎委員 今回、職員は持ち出していないんで、現行の規程を守っとるわけだ、全然問題ないわけだ。持ち出しとんのは議会の代表が持ち出したということのはっきりしとるわけだ、証拠資料としても。その罰則がないんだったら、今後も議員は好き勝手に政治的に利用できるものほとんどん持ち出しても罰則にならんわけ。監査委員というのは、議会代表であろうが最も重要な部署ですよ。会計からあらゆる公文書まで全部チェックできる権限を持つところでしょう。そこに罰則がないんだったら、まさに良心に任せるということでは今と一緒に、こういう文書をつくるのはいいんですけど。現実に公文書がばらまかれている現実を、自浄能力でもって行政内部で結局犯人は誰かというのを曖昧にしとんでしょ。議会の百条委員会というのはあくまで証言を求めるだけでそれ以上は追求できんけど、行政内部では徹底的にどういうルートで文書が出ていくのかというのをチェックしようと思ったらできるわけですよ、現行でも。それをやらない

でこんなものをつくって、結局は罰則ないんだったら、現実に取りとるそういう公文書流出に何の歯どめにもならないんじゃないですか。ある意味では意味がないと思うんです。現行で十分に職員はそういうことを守ってやっているのは当たり前で、それが守れないような職員は厳しい処置になるのは当然のことですね。議会側とか第三者の監査とか民間人もいるじゃないですか。そういう人たちも含めて規程を厳しくせなんだら意味がないんじゃないんでしょうか。

○河井総務課長 6月にも同様の御指摘があったかと思います。全国の自治体の中では監査委員事務局の内部でそういった規程を設けられるところは存在しております。本市の場合は全国に先駆けて監査委員事務局の共同設置という形になっておりますが、逆にこちらからこういった取り扱いをされたらいかがでしょうかという提案をさせていただいているところでございます。ですから、事務局のほうで今後検討がなされると考えております。

○川崎委員 検討や何だと言って、現実に出とる事件に対して、備前市の場合は解決する自浄能力もないというのを露呈しとるわけだ。そういうことが二度と起こらんようにするために、瀬戸内市には御迷惑をかけるかわからんけど、厳しい規程を、議会代表であろうが民間人の代表であろうが監査委員になったのは同じ監査委員として厳しい枠でつくらん限り、幾らでも悪が出てきて当たり前じゃないの。早急にやるべきじゃないかと思いますけどいかがですか。

○河井総務課長 監査委員事務局にはその旨伝えてまいりたいと思います。

○川崎委員 監査事務局というのは独立機関で、一切一般行政からの権限がないの。第三者的に伝えますというて全然一般行政と関係ないような物の言い方にしか聞こえんのやけど。私は監査であろうが何だろうが、自治体内部の行政運営を管理しとるんで一律だという捉え方しとんやけど。

○河井総務課長 自治法上では、監査委員というのは執行機関ということになっておりますが、現在、本市の場合は瀬戸内市と共同設置ですから、職員も本市の職員ではございません。ですからそういった状況の中で監査委員事務局の中で規程を設けられるべきではないかと提案している状況でございます。

○川崎委員 この事件が起きたときとちょっと時期が違うんじゃないだろうけど、共同になったから、管理責任のある副市长なり市長なりで話をして、別に瀬戸内市では事件が起きていないんだから規程が厳しくなったからという抵抗感はないと思う。こういうことを二度と起こさんためにも、共同設置の部門でも厳しくしたいという趣旨ですればつくって当たり前じゃないかなと思うんですけどいかがですか。

○河井総務課長 引き続きその旨を事務局と協議してまいります。

○土器委員 議会の話が出たんですけど、もし議員が持ち出したのであれば、これは議会内部で再度検討することじゃないかと。

○石原委員長 そういう御意見もいただきました。それから、これはあくまで御報告をいただきましたんで、変更点については質していただければいいと思うんですけども、これから先、こう

いう内容のほうがいいんじゃないとか、何か欠けとんじゃないとかというような御意見もありましょうし、今後の調査事項としてまた機会があれば改めて深く議論をいただければと思います。

ほかの件につきまして。

○掛谷委員 ミサワであったNIGHT BAR BIZEN STYLE、300人ぐらいで盛況だったと。非常によかったなという感想があります。ミサワさんが協力をしてくださった。時期、それから場所、香登駅からすぐだという立地条件が非常にいいということで、ミサワさんとは来年の方向性、決まっていらないんだということですが、成功だとは思いますがいろいろ課題もあると。来年も未定だけどやりたいということで、これは実行委員会がどこだったのか、来年のことを含めて教えてください。

○馬場地方創生推進担当課長 実行委員会形式でさせていただいておりますが、委員としてはミサワホームさん、それからバースタイルでやっておりますので、岡山のバーコントロールの御協力をいただいたり、それから会議所の青年部の方に入っていたりしております。

それから、次年度以降の予定は、未定でございますが、ミサワホームでするかどうかも全然決まっております。まず、1回目ということで連携協定を結んでおりますミサワさんに御協力いただいたということでございます。

○掛谷委員 頑張りましょう。

もう一つは、吉永のレ・マーニで1,500人が700人、半分以下というようなことで、これが実行委員会としては経費が幾らかかったのか。歳入減ということで、補助金投入もやむなしというような話もありました。経費について、もう少し詳しく教えてください。

○芳田産業観光課長 経費につきましては、テント設営とか出演者の報酬とかの費用が主で、それにつきましてはおおむね500万円の委託料になっております。県の補助が100万円と市の補助を一応100万円と、残りの部分につきましては入場料を500円いただいて、プラス売り上げから15%をいただくということで予算を組んでおりました。

1,500人が700人に少なくなった理由といたしましては、やはり1日目中止となったということで2日目もかなり人としては少なくなったのかなあというのとあわせて、岡山でのイベントもかなり中止がありました。実はJRさんにも土曜日までポスターを掲示していただく予定でしたが、6日が中止になったということで、金曜日の朝から全部剥がしてしましまして、もう7日だけはあくまでも市のSNSとか観光協会や市のホームページで周知をさせていただいたような経緯がありましたので、見込んでいたよりかなり少なくなったという状況であります。ですから、今回の経費につきましても、1日目の売り上げと入場料の部分がどうしてもマイナスになるのかなあというところで精算中ということでございます。

○掛谷委員 台風だからしょうがない部分はありますけど、10月の初めぐらいはこれからも来るんで、なかなか難しいんですけども、期日をしっかり考える必要があるんじゃないかと思うと

ころと、結局赤字になるところを今精査中ですけれども、ざっくりどれぐらいになるんですか。

○芳田産業観光課長 1日の収入を150万円から200万円を見込んでおりましたので、日曜日の部分の来場者減と1日分できなかつたということで、200万円ぐらいになるのかなと概算で考えているところでございます。

○掛谷委員 税金を投入していますので、その辺も問われたときにはしっかり説明しなきゃいけないし、しっかりやっていただきたいとは思っています。

○芳田産業観光課長 委員御指摘のとおり、開催時期であるとか、例えば屋根のある施設を活用して経費のかからないような運営も実行委員会のほうで問題提起しながら検討してまいりたいと思います。

○石原委員長 ほかによろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項につきましては以上をもちまして終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時16分 再開

○石原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 閉会中の継続調査事件 *****

それでは、閉会中の継続調査事件に入ります。

まず、住宅政策についての調査研究を行います。

案件は、議会提案による空き家条例の制定についてでございます。

本件につきましては、去る9月21日開催の委員会におきまして委員から御提案のあった備前市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例案を皆様方に配付いたしております。今後の委員会において、条例制定の意義や各条項についての検証等を行ってまいりたいと考えておりますが、9月の委員会では執行部においても本年度の空家対策協議会において備前市空家等対策計画の策定を進めておるといった御報告をいただいております。本日はその重複になるかもわかりませんが、まずは執行部におけるそれらのその後の動向について御説明をいただきたいと思えます。

○濱山移住定住推進担当課長 まず、今までの空き家対策の取り組みについて御説明なり報告をさせていただきます。

まず、平成27年5月に国において空き家の対策といたしまして空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、これに伴い空き家の具体的な対策を進めていくことになりました。

まず、対策を立てるに当たりまして現状把握が必要であるということで、28年度に市内全域において空き家の実態調査を実施いたしました。調査の内容については、市内のどこにどのような状態の空き家があるか、また外観目視による不良度判定等を業者委託で行っています。また、

この調査と並行いたしましたして、空き家の活用面からも中古住宅の取得に関する補助制度であります空き家活用促進補助事業、また特定空き家の除却費用の補助制度であります空き家等除却支援事業を創設いたしました。平成26年9月に備前市空き家等対策協議会条例を制定し、空家法第7条の規定に基づき備前市空き家等対策協議会を設置しました。協議会の委員のメンバーは、法務、不動産、建築、まちづくり、消防防犯、行政の各専門分野の方々で構成されまして、現在9名の委員で組織されております。本協議会は、空き家等対策計画の作成及び変更並びに当該計画に基づく施策の実施に関すること、また特定空き家等に対する措置の方針及び実施に関することとなっており、29年度は10月と2月の2回、協議会を開催いたしております。30年度はこの協議会において、空家法第6条第1項に基づき備前市空き家等対策計画を策定することとなっております。計画策定の目的は空き家等対策を総合的かつ計画的に実施し、誰もが安全・安心に暮らせる良好な生活の実現に向け、市が取り組むべき空き家等対策の方向性についての基本的な考えを示すこととなっております。

本年度は第1回目を4月26日に開催しており、この10月25日に第2回目を開催予定であり、そこで空き家等対策計画案について協議いたします。また、その中で委員提案による備前市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例案が提案されたことを御報告し、空き家等の管理条例の必要性についても各委員から御意見を伺いたいと思っております。また、今後のスケジュールといたしましては、この10月25日に協議した内容を踏まえ、11月中に計画案を修正し、できれば12月中旬からパブリックコメントを実施し、このパブリックコメントでの意見等を踏まえ、修正したものを2月か3月に開催予定の協議会において計画案の御承認をいただいた後、公表する予定でございます。

○石原委員長 ただいま執行部からの御報告をいただきました。

質疑を希望される方、また御意見おありの委員の方。

○川崎委員 何年か前だったと思うんですけど、旧日生の病院裏の院長住宅、以前は売却してもいいということで、近所の人、特に日生は家が坂の上にあって高齢になるとなかなか階段を上がりおりできなくて、余裕のある方は平地を購入してゆっくり老後を過ごしたいという要望があったので、それは売却予定が出たら買ってくださいということだったんだけど、今は、お試し住宅になっています。こういう災害の中で仮設住宅という中で前回も言ったと思いますけど、スワ団地を初め吉永も含めて幾らかあいていると思うんだよね。そういうところを一つはお試し住宅にして、市が売却できるところはやっぱり人口定着の意味でも売却したほうが固定資産税及び人口定着に貢献できるんじゃないかなというのがあります。少し自然状況も変わってきて、先ほども催しが中止になるような、いつ災害が来るかわからんというのは地球温暖化等で世界的に警告も出ていますから、仮設住宅じゃないけど、いざ移り住みたいという人のために住宅をあけておくというのはメリットがあるのかなというのをつくづく感じております。公共の住宅は1年も2年もあけてくよりは、そういうお試し住宅や急遽どこかで災害があったら何棟までは受け入れます

ということをまずやるべきだろうし、プラス空き家対策というなら民間不動産業者と競合しますが、情報公開なりして借家として貸す意思があるかないかとか。明らかに誰か住んで欲しいというような空き家が幾らでもあるんですね。潰すのはまた次元が違うので別なんだけど、そういうお試し住宅として、また緊急避難の仮設的な感じの宿としても市営住宅は有効活用できるんじゃないかと思うんです。その2点、お聞きします。

○平田産業部長 日生のお試し住宅につきましては詳しいこと承知をしておりませんので、どういう形でお試し住宅になったのかというのはあるんですけども、委員御指摘の点はごもっともだと思いますし、今、中心市街地でもかなり空き家、空き地、空き店舗がふえてきておりますから、そうしたものの対策というのはこれから非常に大きな課題になっていくというふうに認識しておりますし、ここで策定する計画をもとに事業を進めていく必要があると認識をしているところでございます。

そうした中で、災害も非常に多くなっておりますから、その際の仮設住宅に充てるというのもまた非常に有効な一つの方法だと思いますし、いろいろ御意見いただいたものを踏まえながらしっかり検討していきたいと思っております。ただ、きょうの議題としましては、御提案の条例についてどうするかということでございますので、このあたりにつきましての御意見をいただけたらと思います。

○川崎委員 ですから、お試しは処分できるものは民間に渡したほうが固定資産税の面でも有効じゃないかと思いますが、定着という面でも有効なので、そういうことが促進できるような運用をやってほしいということと、もう一つ、民間業者の場合はお客さんから要望がないと、なかなか難しいと思うんです。その点、備前市は空き家の調査したんなら、荷物を整理していつごろからだったら貸してもいいとかいう情報を不動産業者と連携してもいいと思う。一方で転入者に対しては家賃補助の3年が1年になっとるけど、1年でもやれば少しは転入に援助できると思うんで、その辺はやっぱり条例の問題じゃなくていかに実践、状況を調べるだけじゃなく、持ち主に対して有効活用に御協力くださいという働きかけが重要な条例にしてほしいと思いますけどいかがですか。

○石原委員長 御意見もいただいとんですが、きょう御議論いただきたいのは、9月に皆さん方にお示しをいたしました条例案について、執行部も協議会を設置して、まずは計画策定、今年度中を目指してという流れ、それから次なる協議会で議会として条例制定への動きもありますよというような御報告をいただく中で、総務産業委員会として、条例の意義であつたりというところからまずは慎重に審査していかなければならないところでございます。先ほど言われたような民間活用も計画には幾らか反映できるかもわかりませんが、条例についての御議論をいただければと思います。

○尾川委員 経緯を聞いて、これからも来年3月までの開催といった計画があるんだつたら、提案した条例は議会全体の意見じゃないんで、あくまでも一つ案ですから、その後を踏まえて協

議会のほうで迅速に。協議会のメンバーもお忙しい人ばかりだと思うんですけども、少し迅速にやっていただけたらなというふうなのが私の意見で、中身については協議会で、実務しとる人はかなりいろんな現状を把握しとるわけじゃから、それでいいと私は思いますけど。

○石原委員長 ほかに。

○土器委員 ちょっと違うんじゃない。議会が条例を提案するわけでしょう。

○石原委員長 してはどうかということです。

○土器委員 するかせんかもか決まっていな。

○石原委員長 まだ、だからそれはここで協議せんと。

〔「まだじゃ」と呼ぶ者あり〕

○尾川委員 だから、市の組織が動きよるから、第三者も入つとるわけじゃから、ある程度協議会をもっと早くして議員の意見も取り入れて動いてくれたほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。

○土器委員 これは議会が提案する形で動きよるかなと思ったんだけど。

○石原委員長 委員としての発言を希望しますので、副委員長に委員長の職務代行をお願いします。

〔委員長交代〕

○藪内副委員長 それでは、これより委員長の職務を務めさせていただきます。

○石原委員長 あくまで議員がある研修会で条例案について勉強されて、備前市議会として提案してはどうかという御提案をいただきまして、まずはこの委員会で所管するわけですから皆さん方に少しでも早くお示しして調査研究をいただきたいと。あくまで内容の重い条例ですので条例自体の必要性、そういうところからまずは慎重に審査していかなければならないという思いです。

岡山県内では、13市町で既に条例を制定されておるようです。御報告が間に合っていないんですけども、議員提案の条例ではないんですが、9月15日月曜日に先進的な事例として会派と副委員長で津山市さんへお邪魔してきました。津山市さんでは平成28年4月に条例を制定しておられました。ことしの9月議会において、その条例の一部改正が議決されております。そういうような流れや内容をお聞きしております。皆さん方にまた改めて報告事項としてそういうところもお示しできればと思っております、皆さん方の調査研究の御参考の一助となればという思いでおります。

それから、議会としての動きもあるんですけども、あくまで業務をされるのは執行部の皆さんですので、やはり執行部とも歩調を合わせてともに少しでもいい条例をつくっていければという思いでおりますんで、またこういう機会も設けていながら、皆さん方からも条例に対する御意見も伺いながら執行部とともに進んでいければなど。いつまでに制定すべきとか、決して慌てることもないという思いでおりますんで、今後ともよろしく申し上げます。また、近々、津山市

さんの事例も皆さん方に御報告できればと思います。

委員としての発言を終わりましたので、委員長の職務を交代いたします。

○掛谷委員 課長から説明があった流れで行かれるということだと思います。計画があり、また条例化を進めていくというのがいいと思っているんです。条例が地方自治体の法律ですから。順を追って階段を上っていくような形をとっているというふうに感じておるんで、9名の方々の協議会で計画を練っていくと、そういう方々の専門知識できちっと計画をつくり、そして最終的に条例化をしていくという流れが普通ではないかなあとと思っています。だから、条例化にも向けて執行部も一緒になってやっていけばそれでいいと思います。じゃあ、条例と計画とどう違うのかというところを明確にしていく必要がある。条例が決まったら最終的に行政代執行というところが一番のかなめになるわけですよ。そのところが既にもう13市町村できているということなので、恐らくどんどん進んでいくんじゃないかと思っていますけどね。だから、執行部は、なぜ条例化というのに余り積極的でないのかというところを教えてもらいたいと思うんです。

○平田産業部長 この空き家条例というのは、それこそ結構もう空き家が問題になり出して何年も前から課題としてはございました。我々も制定をすべきかどうかというのは検討してきたわけでございますけれども、平成27年、特別措置法が先にできたといったようなことで、こちらが考えているような対策というのはこの法律である程度市町村に権限を持たせてもらっているんで、大体この法律に基づいて実行ができるというのがあって、果たして条例が本当に必要なのかどうかというようなことがありました。27年に特措法ができる以前に、それぞれ市町村独自に先行して必要だからということで条例を制定しているような自治体も結構あったんですけども、法律ができたのを境に条例を廃止するといった動きがあったのも事実でございます。そうした流れの中で、市でも検討しながらもその必要性というのがなかなかはっきり見えてこなかったんで、今までなかなか手がつけられなかったというのが正直なところでございます。ただ、この空き家対策の仕組みとしまして、まず一番上位の法令に特別措置法があって、これをもとにいろいろなことを実行していくとなると、その計画として今つくろうとしている空き家対策計画というものが必要になるということで、この両輪でもってある程度のことは対応ができるのかなというふうに思っているんですけども、それぞれ市町村ごとのいろんな特殊事情というものもございますし、法律だけでカバーし切れない細かい部分のこと、一方で計画の場合には法的権限を持たせているわけではないので、計画を実行しようとしたときに法令の裏づけ、根拠が必要というようなことであれば、計画と法令の中間に位置するものとして市町村の条例が必要になる場合があるという考え方なのかなと思っております。そうしたところで、だんだん各市町村でも制定をする動きになっていると思いますので、そうしたことも踏まえまして、先ほど申し上げましたけれども今月25日には協議会がございまして、そこで計画あわせまして備前市としての条例が必要かどうか、制定すべきかどうかということをしっかり専門家の方で議論していただいた上で今後の方

針を決めていきたいと考えているところでございます。

○掛谷委員 大分わかりました。

じゃあ備前市に特殊な事例があれば本当に早く条例化もやらなきゃ。例えば、鴻島の別荘が中国人が空き家になっているとかということがあったりして、かなり特殊な事情があるんですね。そういったことを考えると、やはり市独自のものが必要なんじゃないかなあと思うところもあります。そういう意味では、条例をつくってもその下に計画があり、また規定や規約という細則、そういうものも必要に当然なと思うんですね。全部条例で決めることはしませんから、そこまできっちりやっていかないと。そうなる、時間もかかるわけですね。最終的には条例化するべきだと思っていますよ。しっかりとそこを議会と執行部、またはその協議会、協議会のほうが専門家ですからしっかりやっていただきたいと。

○平田産業部長 御意見を踏まえましてしっかり検討していきたいと思います。これまで条例制定という動きにならなかった経緯は、先ほど御説明させていただいたとおりでございまして、仕事をする気がなかったんだというふうにとられますと私どもは非常に心外でございまして、そういうことでは決してないので、その辺は御理解いただきたいと思います。必要だということであれば、しっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田口委員 相当危険な空き家も多いわけですね。個人の財産ですので、慎重にやらなきゃいけないというのはもちろんわかるんですけど、結構相続放棄とかの手続きでどこに住んでいるんかとかという形で時間がかかっている、そういう事例が多いというのは承知しているんですけど、今回のような台風とかで非常に危険なものもあるんですね。だから、そういう場合に緊急に処置できるような条例ができないかというのも真剣に考えていったほうがいいんじゃないかと。もちろん個人の財産なんで、掛谷委員もおっしゃったけど行政代執行というのが一番問題になってくると思うんですね。だから、その辺の議論をしっかりしていただくというのが非常に大事ではないかなというように思います。

それと、さっきおっしゃった別荘の件ですけど、僕はその島の出身なんですけど、あの島にもいろいろ問題があるんですよ。詳しいことを行政の側が町内会の世話人とか島の人にしっかりと聞き取りもしていただきたい。実はきのうも島に行って山の中を歩いてきたんですけど、ざっと別荘が100くらいはすぐ見えます。だけど、ほとんどが空き家です。だから、水道の件とか道路の件とか、いろいろな問題も含めてどういう条件があれば来たいんかとか、聞き取りもして精査して行って、あのあたりも整理できるものはしていかないと時期じゃないんかとは思っています。土地の所有者も何件あるんか、何名が持っているんかということぐらいは調べられると思うんで、相当数の名義だろうと思うんですけど、そういう辺も含めて特に鴻島なんかはやっていかないと。道路もイノシシが掘り返して、道路の上に石や泥を放り上げているというような状況がもう何年も放置されているような状態も問題ですし、観光っていうんだったらもう少し大多府島とか鴻島とかという過疎が一番進んでいるところをもっと見直してい

くべきじゃないかなと思います。大多府島にも京都から空き家を借りて住んでいるとかという情報ももらっていますが、そういうものもどういうメリットがあってここへ来たのかということもできれば聞き取りをしてもらえればと思います。

○平田産業部長 最初におっしゃられました危険な空き家の除却の問題なんですけども、先日岡山市で代執行があったというのが新聞に出ていましたんで御存じかと思いますが、あれも特措法に基づいての措置ということだと理解しております。非常に危険なものが散在する中で、放置しておく危険だということで、行政としても何とかしたいという思いはあるんですけども、やはりそれはおっしゃられましたように個人の所有物ということで一定の手続を踏まないに対応ができないというのがあって、法律の中でもまずは指導なり助言をして、改善されなければ勧告、それでもだめなら命令、いよいよ最終的な手段としての代執行という流れになっていくわけで、その手続を踏まないでいきなり一足飛びに危ないからもう除却しますよということがなかなかできないところが非常にジレンマとしてあるわけでございます。じゃあそうした手続を省けるような条例が制定できるかということ、これもやはりちょっと難しいのかなと。多分、条例をつくってみてもその辺の手続が変わることはないのかなとは思いますが。岡山市の事例の場合、恐らく所有者がなかなか特定できないという物件だったのではないかなと思われるわけです。そうした場合、ある意味所有者との協議ができないわけですから、行政側での代執行というがある程度早く対応できたということかと理解はしております。ただ一つ、緊急措置というのがございます。いただいている案の中にも出てくるんですけども、例えば建物の一部、ひさしがその道路へ出ていて、これが今にも落ちそうになって非常に危ないんで、道路管理者として対応すると、所有者に断りなくすぐ取らせていただいて、後から所有者の方に協議させていただくというような措置は条例の制定によって可能ではないかとも思えるところがあるので、そのあたりは一つ条例制定の意義にもなるんじゃないかとは考えているところでございます。もう少しそのあたりも研究してみたいと思っております。

それから、鴻島の件ですけれども、確かにああいう状態がもうずっと続いているということで課題認識はあるんですけども、正直こちらもいまいち現状把握がしっかりできていないというところがあるかと思えます。空き家の実態調査というのはしているんですけども、個々の事情というところまで細かくわかっているわけではございませんので、鴻島の件につきましても、まずは実態をよく把握をしたいと考えておりますので、そのあたりからちょっと取り組んでみたいと思います。

○田口委員 今まだ年に2遍でも3遍でも来て使っているとかいう件数とか、これは難しいでしょうけど、把握できればぜひお願いしたいなと思います。

○平田産業部長 どこまで調査ができるかはわかりませんが、できるだけやってみたいと思います。

○川崎委員 近所のことなんですけど、今回台風で瓦がめくれて、幸い周りが全て空き家なん

で、瓦が少々飛んでも人災は起こらんかなとは思よんじゃけれども、日生町時代にはそういう場合は、駐車場にする取り壊しは援助があったんじゃないけど、今はどうなっとんかという確認と、もう一つは瓦がめくれとんで、まだ倉庫として利用するなら瓦をちゃんとしてもらわないと、その前は主要な道路が走ってますんで。古い瓦の屋根はめくれてそのまま放置状態というのは、特にそういう条例をするんだったら何らかの対応ができるように、周辺に迷惑かける意味で何とかしてほしいという点の確認だけしときたいと思います。

○平田産業部長 危険な事例であれば、まず一番に市に御連絡をいただけたらと思います。情報をいただければ、こちらなりに所有者を調べて、実態も把握をした上で対応が必要であれば所有者の方に適正管理をお願いしていくということからのスタートだと思います。これを所有者の方が除却をしようということになれば補助制度がございますので、そうしたこともあわせて御相談いただければと思います。たしか50万円を限度額として補助金を出すようにしております。また、逆にリフォームをするということであれば、これもまた補助金がございますので、あわせて御相談いただけたらと思います。

○掛谷委員 究極の話ですが、家があって、いよいよもうその周辺の人が困っているよと。道路に出たひさしがぼろぼろで落ちるかわからん。問題は親戚もいない、身寄りがいない、それをサポートする友人、知人もいない。しかし、危ない。そのときに、行政代執行やりましょうと。した後、その土地は幾らか財産になりますから、例えば除却に200万円かかって200万円の土地だったらこれはもうチャラです。だけど、土地が150万円で200万円かかった、50万円マイナスですと。具体的に言えば、そういうこともあり得るということですか。

○平田産業部長 代執行をする際には、かかった費用は戻ってこないというケースがほとんどなのかなと思います。土地を担保に取り上げることができるのかどうかはまだ研究不足でわかりませんので、そのあたりはしっかり研究してみたいと思いますけども。おっしゃられましたように、所有者の方がおられるんですけどもどうにも対応ができないというそうしたケースも考えられなくはないかと思います。いよいよとなれば、確かに代執行という方法はあるんですけども、逆にそれを余り安易にやってしまうと、放っとけば市役所が対応してくれるというような流れになっても困るところもございますし、そのあたり非常に難しいところがあるのかなと思います。

それからまた、過去の事例なんですけれども、一つ、やはり今おっしゃられましたようなケースで、所有者が高齢というんではないんですけども、経済的に非常に苦しんで困っているというのを町内会でお金を出して除却をされたというケースもございます。解体の業者さんも町内会の方なので非常にお安くできたというのがありますし、廃材の処分などもそうしたケースだと市の環境部局である程度協力もできるのではないかとということがあって、かなり経費を抑えてできた事例もございますから、個人的に難しいということであれば地元の町内会で御検討いただくというのも一つの方法かと思います。

○石原委員長 ほかに。

○土器委員 思い切ってこれ、議会提案で条例をつくってあげりゃあ、それは執行部と一緒にせなんだらいけんけど。皆さん、今非常にいい意見を言われとるんで中へ入れることができるが。いろいろ考えとるわけだから。

○石原委員長 御意見をいただきまして、提案の手法ももろもろありましょし、こういう条例を制定すべきという議員の中からの御提案もありましたんで、我々としてもしっかりと議論をしながら進んでいかななくてはならないということと、それから委員も指摘されたような、瓦だとかひさしが例えば通学路にせり出して危ないというところを、特措法ではなかなか手順を追って進めていくのに時間がかかるところ、条例化によって緊急安全措置の手法で市長が公告なりして、軽微な危険回避措置がとれるようにすることがまさしくこの条例の大きな目的かなと思いますんで、今後、委員の皆さん方もしっかりと御研究、調査いただければと思います。

よろしければ、本日の住宅政策についての調査研究を終了いたします。

説明員入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

○石原委員長 済みません、少し早いですけれども、おそろいようですので、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは次に、財産管理についての調査研究を行います。

庁舎建設事業について執行部から御報告がありますので、お受けをいたしたいと思います。

○砂田施設建設・再編課長 庁舎建設事業ですけども、変更契約を前提に工事の内容について説明をさせていただきたいと思います。

本日は資料も多いもので、パワーポイントで説明をさせていただくということで事務局に申し入れをいたしております。お手元の資料とあわせてパワーポイントで説明を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

事前に配付させていただいた資料なんですけども、説明資料として全10ページ、それから参考資料として全部で15ページ余りになろうかと思えます。

では、資料の1ページをめくっていただいて、この目次に沿って説明をさせていただきます。

まず、変更の全体の概要です。

これは6月28日に着工して、工程検討などから以下のような変更が生じており、設計額で1億211万4,000円、これは請負費ベースでいくと1億40万5,440円の増額ということとあわせて工期の延期を必要としております。

まず、仮設工事についてはボーリング調査の作業量がふえております。あと、ほかの仮設的な内容で増減があり、あわせて419万3,680円の増額となっております。

それから、工事内容の変更といたしまして地中障害物の撤去処分、それからくい打機の転倒防止のための工事等、それからくい基礎工事の変更、それから太陽光発電施設の除外ということ

で、建築主体、電気設備工事、機械設備工事、合わせて4,959万3,760円の増額ということになっております。

それから、工期の延期に伴って諸経費がふえております。これについては、3工事合わせて4,832万6,500円ということで増額の見込みを立てております。この合計が、こちらにあります設計額ベースの1億211万4,000円になります。これはあくまで設計額ベースなので、入札率がかかってきますので、1億40万5,440円が今の増額の見込みとなっております。

次に、変更契約について、法的な位置づけ等を説明いたします。

請負というものについては、民法上の請負と建設業法による工事請負契約、この2種類がございます。そこに表しておりますけれども、民法上の請負というのは労務の成果に対する給付、仕事の完成ということを目的にしています。建設工事請負契約というのは、建設工事の完成を目的としております。委託とか工事とかそういう名称を問わずに、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は全て建設工事請負契約となります。したがって、民法での規定ではなくて建設業法の規定に縛られるということになります。

途中飛ばしまして、少し赤で着色しているところです。途中段階で必要となった経費の負担について民法上は特にございません。建設工事請負契約につきましては、契約書ごとに記載、設計変更があった場合の発注者への請負代金の金額の変更等について規定がございます。

次に、公共工事と民間工事の受ける発注者の規律ということですが。

まず、公共工事も民間工事も契約の内容については書面でやるということが業法で規定されております。請負約款については、国交省が示している公共工事の請負約款と民間の業界でつくっている契約約款と2通りございます。不当に低い請負代金での契約の禁止ということで、取引上の地位を不当に利用した原価に満たない額で契約締結の禁止ということが業法の第19条の3にございます。これについては民間にも同じ規定がございますけれども、違反に対しての勧告、特定行政庁からの勧告については建設業法第19条の5に勧告の規定がございます。民間工事についてはございません。

それから、発注者の責務というところです。

この内容は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の中で規定されております。予定価格の設定であるとか最低制限価格の設定、適正な工期の設定、それから適正な変更及び請負代金の額または工期の変更、こういったものについては品確法の中の第7条に規定されております。特に、今の赤で着色していますけれども、適正な変更及び請負代金の額または工期の変更については、この第7条第5号の中で、設計当初に適切に施工条件を明示するとともに、設計当初に示された施工条件と実際の現場が一致しない場合、設計当初に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額または工期の変更を行うことと明記されて

おります。これについては、民間の工事は公共工事ではないので、こういった義務は明記されておられません。

こうしたことを受けて、備前市の工事請負約款というのがございます。請負契約書というものがございます。内容については、公共工事標準請負約款、これは国交省が出していますけども、これとほぼ相違ございません。この中で、工期の変更の方法の規定及び請負代金額の変更方法等の規定ということで、第23条、第24条にございます。工期の変更方法については、発注者及び受注者が協議して定める。第24条、請負代金額の変更については、発注者及び受注者が協議して定める。この契約書の規定により、受注者の増額費用を必要とした場合、または損害を受けた場合に発注者が負担する必要な経費の額については発注者及び受注者が協議して定めるということで、双務契約です。民間の事業などで、よく変更契約がないといったことも聞くことがあるんですけども、適切な内容であれば双務契約なので、変更に応じるということが公共工事の中では定められているということでございます。

これから仮設工事の内容の変更について説明いたします。

この表は、今回工事をする上で必要な土質調査の中身を示しております。この中で特にかかわりが大きいのはボーリング調査です。これについては、地層構成の確認といったことのためにやっております。

その下に、標準貫入試験というのがございますけども、このNという指標が設計に対して大きな役割を持っております。事実上、ボーリング調査をするのはこのN値の測定というのが主な作業になってまいります。その下に、地質調査の結果と利用ということで、調査ボーリングの実施箇所数を示しております。お手元の資料が少し小さくて見づらくて申しわけないんですけども、この赤のところは今回追加でボーリングをした10カ所です。それから、この黄色いのが実施設計のときに実施したボーリングの箇所です。このNo.3については、これよりまだまだちょっと西側になるんですけども、上が北ですね。この黄緑については設計JVが確認のためにみずからボーリングをされた箇所です。2カ所ございます。これは当初やったボーリングの箇所を再度確認するというので実施しております。ボーリングの箇所がなぜこうなったかについては、また後ほど改めて説明させていただきます。

まず、Y3通りということで、先ほどの図面でいくところの一番北側のラインがY3通りです。ここにつきましては、ボーリングデータ、地盤データが非常になくて、先ほどの図でいくところの上のほうで2カ所ほどやっています。それは車庫、倉庫棟のためのボーリングなんですけども、このボーリングデータから引用して、このラインが当初設計時点で支持層としていたラインです。と言いましたけども、要するにこの地層図の見方なんですけども、このWR v - sとかWR yとかあります。これはもともとの地山です。ここの一番下のR y - 1と書いてありますけども、これが流紋岩の基盤岩です。かちかちなところなんです。その上に、少し風化した風化岩が乗っかっていて、さらにこの上に風化が進んだ流紋岩が乗っかっているという図面です。この青から

上は全部堆積物です。このA cとかあります。これがcはクレイって粘土の意味です。gはグラベルって礫です。ここにsって出ていますが、これはサンドのsです。砂系です。このAとDの違いは、Dは洪積層です。Aは沖積層です。要するところ、Dは比較的古い地層です。Aは新しい氷河期以降にできた地層になっています。このBは、後々人為的にまた盛り立てしたとか埋め立てをしたとかそういったものになってきます。当初の想定では、このWR y層がもっと上に来るという想定をしていました。でも、実際にこれはボーリングデータの柱状図と言ってボーリングの中身を示したものですけども、こういった調査によって総合的に判定して支持層が低いと、WR y層がもっと深いところにあるといった結論を得ております。ということで、総合的に判断した支持層として、Y 3通りについてはかなり深い位置に出ているといった状況です。

これはY 2通りです。真ん中です。これについては想定した支持層から若干中央部で深くなっていますけども、そう大きな違いはないと判定しています。Y 2通りについても、当初の実施設計ではボーリングデータが非常に不足しておりました。

次に、Y 1通りです。一番南側、都計通りに近い側です。ここに付きましては少し差が出ております。当初想定した支持層よりも少し深い位置に支持層があると判定しております。

これがXの5通りということなんですが、先ほどのこの図面でいくとこういうラインです。このX 5とありますけども、このラインを示したものです。当初の支持層と、今回総合判定した支持層ということで表記をしております。

先ほどから申しておりますけども、データが不足していたということで、Y 1及びY 2のラインでおおむねマイナス1メートルというふうに判定していました。Y 3のラインについては基礎の建物が障害となっていて、データを余りとることができなかったということです。その下に図面をつけていますけども、これが敷地の平面図になります。今、ここはまだ建物が残っていますけども、調査した時点ではここに保健センターであるとか倉庫、それから福祉事務所といった建物がございました。したがって、このラインでボーリングをするというのは非常に難しかったというような状況でございます。ということで、このあたりの地質データがちょっと不足していたということがあって、こちらでやっていたY 3のラインであるとかY 2のラインのボーリングを用いて支持層の推定をしていたというのが実情です。

今回の工事に合わせてボーリングを追加して、最終的な支持層のラインを総合的に判断して決めるという段取りをとっております。結果的に、支持層の確認をするためにボーリングの深さ、長さが長くなったということで、当初230メートルというふうに設定しておりましたけども、最終的には356メートルということで金額的な増額が生じております。

それから、仮設工事なんですけども、図面を見てくださいと思います。

この青のラインが当初予定していた仮囲いです。今回、まず変更で、この赤のラインまでふやしております。これについては、後ほどまたくいの変更の話も出てくるんですけども、くい工事が大幅に増額となっています。ということで、資材関係もふえてきて、そういったものを置いた

めのヤードが手狭になっている。要するところ、安全確保のために少しヤードを広くとったというところでございます。

それから、この進入のためのゲート、これは都計道路側に実は3カ所、当初は設けていたんですけども、そのうちの1カ所をやめております。この2カ所で十分対応できるというふうに判断して、真ん中のゲートについては削除しております。

それから、このゲートに入るために歩道を横断するんですけども、当初ここに鉄板敷きということで考えておりました。ただ、鉄板、定尺物なので、敷いたときに取り合いが非常にうまくいかないということもあって、取りやめてアスファルト舗装で増し打ちして通行するというふうな仕様に変更しております。これについては減額となっています。

それから、この庁舎の西側の隅なんですけども、これについて、実はこちら側にもゲートを設けています。というのは、建物が建ってくるとこちら側からの資材の搬入だけではちょっと難しい面がございますので、こちらにもゲートを設けています。ただ、大きな重機の搬入とかそういったことは見込んでおりません、ちょっとした資材の搬入ということなので。そのために、ちょっとここ狭くて、2トン車程度を安全に通行させるためにこの隅切りにふたをかけております。そういった工事を追加しておるといような状況です。これについては全体で200万円ほどの増額となっています。

それから、工期が延びるといことなので、全体に仮囲いの資材、これ全部リースで見えておりますけどもこういったものが増額になるということがございます。あと、交通誘導員についても、これは全日数ではないんですけども、ふえたものに応じて工期が延びたことに応じて増員しているというような状況です。

次に、工事内容の変更です。

まず、地中障害物等の除去ということで、これも図面から見ていただきます。

この中で、まず浄化槽です。当初はこの位置にあるかなと。図面が残ってなくて、大まかな位置で想定していたんですけども、実際にちょっと試掘をしてみると大分位置が変わっているというのが判明しています。要するところ、これは全部取る必要はないと。基礎工事に干渉する部分だけ撤去するという仕様に変えました。これについては業者が既に全撤去する段取りをしていたんですけども、とめて部分的な撤去に変えております。

それから、くいの引き抜きです。旧の建物、これは消防署があった位置です。こちらにも、また古い建物があったということなんですけども、こういったもののくいが残っています。当初、この赤と青のくいについては引き抜きということで進めておりました。考え方としては、くいって真っすぐに入っているものばかりじゃなくて、どうしても打ち込むときに横にねじれたりなんかして新たに打つくいに干渉している可能性がある、そういうふうに判断されるものについては引き抜きの対象にしておりました。ですが、後ほどまた説明するんですけども、くい打ち工事に関して補助工法を全てのくいに導入するというところで今進めております。とすると、そういった補

助工法を導入すれば、仮に地中でこのくいが曲がっていてもそれは取り除くことが可能だと判断して、この青の部分については引き抜きから除外しております。さすがに、くいにもろにかぶっているやつ、この3本については引き抜きの対象としました。あとは、どうしても基礎に干渉する部分がありますので、部分的に頭を飛ばしているのがこのちょっと薄い緑のくいです。青については引き抜きの対象とはしませんが、頭を飛ばすということで工事の内容に含めております。これも寸前にこちらで気がついて指示をして出してしております。浄化槽の撤去については、要するところ、先ほどの壊すところの周り全部に矢板を打って取り除くということだったので、この矢板がなくなったりとかして減額となっております。

それから、先ほどのこの中、この工事区域の中はかなり旧建物を壊したときに出たコンクリートの殻とかそういったものを埋め戻しに使っていて、それがくい工事その他の工事の支障になるということで撤去しております。ここの部分ですけれども、これが撤去です。これについては100万円ちょっとの直接工事費で増額となっております。

それから、くいの解体については先ほど申しましたように引き抜きの9本が3本になったということで、これについては大幅な減額になっております。仮設工事については以上の内容で470万円ほどの減額となっております。

次に、地盤改良工事の追加ということです。くい打ち機は専用の大型重機なんですけれども、これはかなり重量もあって、また作業時の重心が高くなるということでちょっとしたバランスで転倒する、そういった事故も過去にはあまた起きております。今回は当初の見込みでは、表層についてはかなりかたくて、鉄板敷程度で重機の転倒については防止できるというふうに見込んでいたんですけれども、このように全般にコンクリート殻があつたりして、それを撤去するというのでかなり掘り緩めてしまっています。このままの状態でも鉄板敷をしても、やっぱりちょっとした傾きで転倒の発生が予見されるということで、表層の固めに入っています。ここに書いていますけれども、鉄板を敷いてキャタピラーの接地圧を分散したとしても地耐力が不足しているという判断をしております。じゃあ、どれだけ固めればいいのかということでその試験をした上で、対象度量としては1,000立米程度。実際に、キャタピラーの接地圧から算定すると180キロニュートン程度の強度が必要だということなんですけど、実際の地耐力については130キロニュートン以下です。悪いところはもう全然こんなものではないです。じゃあ、必要な設計の耐力としては安全率を見込んで200キロニュートンとしております。これらに必要なセメント系の混和剤として74キログラム程度ということで算定しております。それと、地盤改良の位置によって残土処分、土の性状が改善されていると。要するに、従前は泥土に近いような状態で、備前市が設定している市内での自由処分という範疇にちょっと当てはまらないかなということで、市外へ持っていく、それは積算をしていたんですけれども、これによって市内での自由処分ができると判断し、請負業者とも協議して単価の変更を行っております。改良については大体300万円程度です。残土処分については、もともとの単価が4,200円だったものを2,400円程度に変え

たということで、これについては減額ということで、結果的に全体での増額は50万円弱となっております。

次に、くい工事の変更でございます。

これにつきましては、参考資料でつけている工事の中身をおさらいさせていただければと思っております。

後ろのほうにつけている庁舎下部構造工事の概要という資料をごらんいただけますでしょうか。

庁舎の下部構造はくい、それから基礎及び地中ばりから成っています。上部構造の荷重を適切に地盤に伝達するとともに、地震時に建物を安定させることを目的にして設置されます。このくい自体は、下側がコンクリート製の節ぐい、上側が鋼管ぐいになっています。節ぐいは鉛直下向きに作用する上部構造の上載荷重と地震時に鉛直上向き及び下向きに作用する荷重に、鋼管ぐいは節ぐいへの荷重の伝達と水平方向に作用する地震力による曲げ破壊にそれぞれ分担して対応するハイブリッドのくいです。くいの地盤内への建て込みはプレボーリング工法、特許工法ということで名前はHyper-MEGAとされています。この工法によりますが、地盤内に多数分布する転石に対応するため、オールケーシング工法を補助工法として併用しております。これがプレボーリング工法の略図です。

〔「もう前回説明したから簡単にやって」と川崎委員発言する〕

○石原委員長 説明は受けましょう。

〔「前やったやん」と川崎委員発言する〕

〔「簡単に」と呼ぶ者あり〕

○砂田施設建設・再編課長 じゃあ、簡単に説明いたします。

このようにオーガーでまず穴を掘ります。先端を少し拡大させておいて、先ほどのくいを建て込みます。周囲を根固め液で固めて、というのが基本的な工法です。これは地中内に障害物が余りない場合、転石等がない場合はこれを単独でできるんですけども、今回はイメージですけども、かなり地中にこういった感じで転石があるというふうに見込んでおります。なので、これが全体のシステムです。これが揺動機といって、これに鋼管をはめ込んで揺すりながら地盤内に押し込んでいきます。その際に、こういう転石があるところで切っておりていきます。最終的には、この中へ貧配合のセメントをまぜ込んで地盤を一応固めておきます。これが先行掘削の工法です。こうしておいて、先ほどのこの工法で新たにこの掘削してくいを建て込んでいく、こういった工法になります。これが実際に持っている機械です。こんな大きな重機が来て、それぞれこれが上ぐい、これが下ぐいです。こういったものを施工していくというような工事の段取りであります。

もとへ戻っていただきまして、くいの変更といたしましては工法の変更はございません。当初、設定している工法で行うんですけども、くいの長さが変わるということと、補助工法で51

本ぐいを打ちますけど、この全体に適用するという事です。平均的にいきますと、変更後は23.37メートル、当初の設計は17.9メートルということで5メートル程度ぐいの長さが長くなっております。これが金額的なものです。19カ所をしていたのを全箇所51カ所で補助工法を併用するという事です。あと、ぐいの長さが長くなっているとか、そういったことで施工費もふえております。附属金物も最初は2本継だったんですけども、長くなったということで3本継ということで、附属金物なども増加しております。ということで、6,700万円弱の増額ということでございます。

これが実際に基礎と建て込んだ鉄骨の建方の取り合いです。参考に見ていただければと思います。こんなところに人がいますけども、規模感なども見ていただければと思います。この緑のところは今の現地盤です。実際に、もう今人が立っていますけども、これから1階のフロアレベルは40センチ上がります。ですから、今の地盤よりもおよそ90センチ、1メートル弱上がってくるということになります。

次に、太陽光発電設備工事の削除という事です。

これにつきましては、民間事業者による発電事業に転換したほうが有利ではないかということで今進めております。これはスペースの有償貸し、要するに屋根貸しということで民間事業者に設備をつけてもらって、民間事業者が発電してそれを売電して収入を得てもらう。市としては、屋上スペースを貸すということで所場代をもらうという、そういった内容です。大規模災害時等については無償で配電を受ける旨の加重条件を設定したいというふうに考えております。変更の内容といたしましては直接工事費ベースで1,300万円の減額ということになります。これが屋上の図面です。今ここ、ちょうど議場の上がちょっと高くなるんですが、そのスペースに設置するという考え方でございましたけども、これを削除して民間事業者にやっていただくということを考えております。

最後に、工事工期の延期という事です。

ぐい工事の工程変更ということで、まず追加ボーリング調査によって作業量が増加しています。当初予定していた調査終了が9月中旬、一月程度伸びたというところがございます。支持層が深くなってぐい長も長くなったということから、改めて構造計算を起こして建築確認申請に係る構造計算適合性判定を行っております。この照会をしたところ、軽微な変更という取り扱いとはなりましたが、これらの協議を10月上旬に了してしました。これらの手続が済んだ後にぐい製品の発注ということで、現在はぐいのほうもかなり受給が逼迫しているということで、納期が年明けの4月下旬と見込まれています。さらに、支持層が深くなったということで、補助工法やぐい本体工事も施工延長が大幅増になったことから、ぐい工事の終期を3月中旬あたりと見込んでおります。

それから、電気・機械設備工事と附帯設備工事との工程調整です。

専門性の高い防災システム、情報通信システム、セキュリティーシステムは、別途工事として

本庁舎本体工事の期日に合わせるように発注計画を検討しておりました。ただ、実際に工程を調整する中で、電気と附帯設備工事については工程が密接に関連しているということがございます。ふくそうして発生する段階確認や実施作業上の工程調整が必要になっているということがございます。建築主体工事を含めた総合工程を検討する中で、当初計画の想定に比して附帯設備を含めた運転調整の期日が不足すると判断されています。これについては、またA3の横長の工程表をつけております。それをちょっと見ていただければと思います。

下段が当初工程です。上段が変更後の工程です。先ほど申しましたように、くい工事については3月中旬程度までかかるというような見込みを立てております。工事のおくれから全体に本体工事がずれ込んできて、見込みとしては2月14日を最終の工期として見込んでおります。ちょうどここに年末年始がかかってくるということで、先ほど申しました電気・機械工事の運転調整とかはこのあたりに入ってきます。どうしても、そういった長期の休暇を挟むということで、いろんな検査確認機関等との調整も含めて、最初この1月末でおさめきるつもりでいたんですけどもおさまらないというような判断がございまして、2月14日ということで工期の延長をしております。全体工程としてはこういった変更になっております。

また、もとの資料に戻っていただきまして、先ほど申しましたように来年の8月31日までの工期を翌年の2月14日まで延長する必要があると判断しております。

諸経費の増額ということなのですが、ここで建築、電気、機械、それぞれにございます。工事内容に変更があった場合、直接工事費の増額に応じて諸経費も増額になります。その逆もございます。減れば、諸経費も減額となります。また、工事内容に応じて工期延長があった場合も諸経費は増額となります。建築工事の場合は、直接工事費とそれから工期がパラメーターになっていて諸経費の算定をするというふうになっております。諸経費には共通仮設費、現場管理費、一般管理費があつて、こういった内容が積み上げられております。

建設業法の話なんですけども、一定規模の工事においては管理技術者や主任技術者の専任配置が義務づけられています。今回の工事ではこれが入札の参加要件にもなっております。建築主体工事では3名、電気、機械ではそれぞれ2名がこの役に当たります。これらの技術者は他の現場を兼務することはできません。これをすると業法違反です。さらに、入札条件にも違反することになります。工事期間中は現場への常駐が義務づけられています。また、現場事務所も工事期間中は継続的に設置する義務がございます。備前市では、県の積算基準に準拠して設計金額を算定しております。諸経費についても、直接工事費、工期を勘案した所定の掛け率を乗じて算定しております。これについては上位法がございます。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがございます。この中で、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が策定されていて、これは閣議決定されていて、この中でも適切な契約変更の実施が明示されております。これを行わない場合は建設業法に違反するおそれがある旨が明記されております。そうした場合は、所管行政庁から適切な実施を求める勧告もあり得ます。という

ことで、これが変更の金額の内容です。変更前と変更後、差額という形でそれぞれについて表記しております。ですから、機械設備工事については直接工事費の変更はございませんが、工期が延びるということで諸経費の増額となっております。設計金額が出て、最終的に入札率を掛けて請負金額が算定されております。3契約で1億40万5,440円の増額ということになっております。

○石原委員長 報告に対しての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○川崎委員 一番肝心なくいがこんなお粗末で今ごろ説明されるというのは納得できないんですよ。この3月まで特別委員会があつて、ここはもと埋立地ということで、日生大橋と同じように絶対に岩盤までくいを打たないと6階建ては東南海地震ではもたない可能性があるんで、岩盤に確実に届くようなくいを設計してほしいと。それは設計業者に伝わっているという認識なんですよ。明らかに設計ミスじゃないんですか。

それともう一つは、解体業者に聞きますと1月に終わっています。契約は6月ですから最終の実設計で入札に移るまでに半年間もあつた。ボーリングをやる気になれば幾らでもできるんですよ。担当職員がさも自分でやったような言い方にしか聞こえんですけど、業者が6階建ての21億円、総額40億円を超えるような土台工事について、ボーリングが足りませんでしたから設計をやり直します、そんな話があるのかなあと。半年間あるんだから、本当にくいを打たなきゃならんところは全部ボーリングするべきだろうし、前回の説明のときに、転石もあつたということであれば、やっぱりそういうちょっとお金がかかるような工法で、それは当然全て当初の設計からやるべきではないのかなあと。契約するまでのこの半年間何をしよつたん。完全に更地になって半年がたって契約を結ぶのに、丸川設計がそういうことをしなくて設計ができとんだつたらそれでやりゃあええじゃない。それを今ごろ契約してから追加で1億円を出せという話は何で出てくるんかと言いたいんです。基礎の基礎、まさに基礎工事。上部については何の変更もないから。備前焼を入れるじゃ入れんじやいうことはあつたけど。

○砂田施設建設・再編課長 この工事に関しては平成29年度に設計書をつくっております。設計書をつくるに当たっては、そういった地盤データをもとに下部構造なども決めてくるわけですが、そういったデータを集めて、積算して仕上げるわけですけども、仮に1月末に解体工事が終わっている、それからボーリングをしてもそういった設計に反映させていく。もちろんこれは基準法に基づく確認申請が必要です。さらに、この構造では構造適判、基礎工事も含めて、上部構造も含めて構造的な問題があるかないか、基準法に適合しているかというような判定を受けます。そういったことを考えると、1月末に終わって、それからボーリングをしてそれを設計に反映させるというのはとてもできるものではございません。工事についても、4月上旬に縦覧をという形で進めていましたから、とすると不足する地盤データは実際に建設工事の中に組み込んで調査して、そのデータをもとに修正をする。ミスではございません。というのが、その当時、最も適当な工事の仕方ということで、このボーリングについても当初設計の内容に含めていたもの

でございます。そういった時制の制約、そういうことからこういった内容になっています。

この半年間何もしていないというふうにおっしゃられてはいますけども、まずは工事の発注をしたということがございます。業者が決まらないうとそういったボーリング調査もできないということです。6月末に業者が決まって、それからすぐに段取りしてボーリング業者を手配してボーリングをしました。それが9月の中旬までかかっています。それをもとにくいの設定を新たにしているということで、そういったことも考えれば、この時期に御報告になったということは早いとは思っていませんけども、やむを得なかったと考えております。

○川崎委員 特別委員会では、それなりのサンプルの土質検査をやってこういう層があるということで、いろんな層があるだろうと。だから、確実に岩盤までいくようにしないと、地震が来たときにちょっとでも傾くとその後の業務に支障が出てくるんで、せつかく新築で建てるんだから東南海でも傾かないような土台にぜひしてほしいと。理想的には、地下1階、2階をつくるのが一番いいんだろうけど、ここは高潮が来たり大水が出たらつかるようなところなんでそういう基礎設計にはならなかったということであればあるほど、土台のくい工事については本当に橋並みにやってほしいと。どこまでそういう調整をやっとな。去年からずっと議論してきとって、最終的になかなか煮詰まらんで、1月に終わっとなだつたら、入札までの間に本当にくいとか全部試験しても発注してもええし、そういうのを受注業者がボーリング調査するというのをちょっと理解しにくいんだけど。事前にある程度やるのが当たり前じゃないの。

○平田庁舎建設担当官 おっしゃられますとおり、以前の委員会の中でしっかり岩盤へ定着するようにというお話は確かにいただいていたし、それを踏まえてこちらでも検討はしてきたつもりでございます。当初のボーリングは、課長からの説明にもありましたように4本打っていたと。それをもとに、まずはやはり実施設計を進めていく上で当然ボーリング調査が必要なものでしたわけなんですけども、ただ既存の建物があるなどいろんな制約がある中で思うようにボーリングができていないので、後から追加でさせていただきますというのは委員会の中でも御説明させていただいていたと思います。追加ボーリングをした結果によって、さらに詳細に土質の把握をした上でくいの長さなども変更になる場合があるかもしれませんというお話はさせていただいていたと記憶しております。そういう流れの中で、最終的に追加のボーリングをした結果、今回のように岩盤層の中にくいを打つという設計ができ上がってきたということでございます。若干時間はかかっておりますけれども、考えられる妥当な手順で進めてきたということでございますので、何とか御理解いただきたいと思っております。

○川崎委員 それでなくとも、談合じゃないかということもあつたし、1月に終わっとなだつたら調査してから、別にこの6月じゃなくても9月でも12月議会でもええんよ、合併特例債も延びとるし、どうせ工期をおくらせよ。何かやり方が、適当に仕事とって次から次へ追加工事を出せばいいとしか思えんよ。何のために1年以上も特別委員会をやつてきたのか。実施設計ができたということは、確認申請もとれて、入札するんだろう。やりやあええが、そのとおりのやっ

て傾いたら補償さしやあええじゃん。初めから一番かたい岩盤までくいを打つ工事で設計はしてほしいと言ってくるじゃない。それを適当に17メートルちょっとでお茶を濁して、やっぱり23メートル、24メートル、6メートルも7メートルも深うせにゃあかんというのは。21億円もの本体工事するようなので契約したから出てくるようなばかな話ないで。今岡山市でいろんな公共事業、病院、公共施設、200億円の市民センターができる言ようるけど、こんな基礎工事で、こういう基本的な設計の変更やこうあり得るんかな。

○砂田施設建設・再編課長 当初に十分な地盤データが得られていれば、変更というのは余りなかったんじゃないかと思っています。先ほども説明したとおり、既存の建物があるという中でボーリングデータを十分に得られていなかった、そのために発注した工事の中でボーリングをして、総合的に地盤の判定をするということで進めておったわけです。当初も、しっかりした地盤の中に基礎を打ち込むという考え方にあったのは間違いないことです。

先ほどから橋の話も出ていたんですけど、日生大橋についても岩盤までは落ち込んでおりません、基礎ぐいは。打ち込んでいる箇所もありますけども、中間のピアについては岩盤まで打ち込んでいません。今回の工事につきましては、先ほどから申しておりますけども、これは基礎岩ですけども、この上に少し風化した流紋岩が乗っている。ということは、これ自体がもうかなりかたい安定した層です。これから上は堆積物ということで、ここを支持層にするということはありません。さらに、風化が進んだところは避けて、まだ岩の状態を保っている、風化はしているけども岩の状態を保っているこのラインを支持層に設定する。これは当初も同じです。これができなかったのは、地盤のデータが少なかったからそこまでの想定ができてなかったということであって、当初においてもこういった安定した層を支持層とするということについては変わりのない部分でございます。

○川崎委員 4ページの図面を見てもらうたら。ボーリングができていないと言うけど、1月に潰した建物というのはほんの一部で、ほとんど駐車場なんよ。ぶつかつとんのは保健センターと福祉事務所、ちょろっとじゃ。駐車場の利用者には支障が出るけど、40億円の仕事をやるんだから本気でボーリングさせてくれというたら幾らでもできとるよ、この図面を見る限り。そういうために特別委員会をつくったんじゃないかねえんかな。皆考えてみて。できとることをせずに設計して追加というのは絶対間違いじゃ。

○石原委員長 それらも含めて川崎委員、午後からもう一回やりましょう。

暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○石原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き、報告に対しましての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○掛谷委員 2ページ、3の仮設工事等の変更で、2番目のN値が重要だと言われましたね。こ

の標準貫入試験のN値というのは、ボーリングとどう違うんか。この測定をいつの時点でやったんか、もう少し詳しく教えてください。

○砂田施設建設・再編課長 このN値の測定は、ボーリングをやるときに一緒にやります。ボーリング調査ということで地面にどンドン穴を掘って、地層1メートルごとにとります。N値をとるところはその貫入器を打ち込んでいくわけですけども、それ以外のところ、大体30センチぐらいの長さでN値をとっていきます。ですから、それ以外のところはボーリングマシンで掘削をしていって、その所定の位置が来ると一旦引き上げて、N値をはかる装置をロッドの先につけて、また中に入れ込んでその試験をする。その繰り返しで掘っていくという作業になります。ですから、当初にやっているボーリングも当然その地点で全部N値をとっていますし、追加のボーリングでもとっています。

試験の方法というのは、これはJISに規定されていて、67.5キログラムのおもりを73センチの高さから自由落下させてロッドを打ち込んでいくんです。その先端に貫入器がついていて、その回数です。30センチ打ち込むのに要した回数がN値というふうな数値であらわされます。場所によっては、30センチも打ち込めない場合もあります。全く入らない場合もあります。岩なんか当たると、ほぼ入らないことがございます。そういった数値がここに出ていますけども、このあたりはN値が小さいというのは締まっていない土層なんですね、やわらかい土層。しばらく続いて、少しかたくなったりしながらだんだん深くなっていくとN値が50を振り切る。50回以上はもう数えないんです。50回で入った長さは押さええますけども、そういったような数字がここに出てきます。ですから、これから下、このあたりはかなり風化した流紋岩なんですけども、かたいところもあればやわらかいところもある、そういうふうはまだ安定していない土層です。ですから、ここを支持層に使うというのは少し不適切だと判断しています。この少し色が濃くなった風化岩の部分になってくると、もうN値が50を振り切るというようなところが連続して出てまいります。こういったところを支持層に使っているということでございます。

○掛谷委員 わかりました。

結局、当初想定した支持層が約20メートルちよいでしょう。

〔「17」と呼ぶ者あり〕

20メートルでしょう。

〔「7ページ、17.9を23.37」と呼ぶ者あり〕

〔「それはくい長さなので、4ページの中ほど、平均の支持層が地盤面から25.8メートルの位置。変更前は地盤面から19.4メートルの深さにあると推定していた」と砂田施設建設・再編課長発言する〕

〔「6.4メートルも変更しとんや」と呼ぶ者あり〕

結局、ボーリング調査を最初4カ所やったときにもN値というの当然はかっているでしょう。要はボーリング調査をするときにもっと慎重に奥深くまでやってもよかったのではないかと。これは結果論だろうけど、そういうものを想定すべきだと思うんですね。そこが一つなかなか合点がいかん。想定外でしたので済むんかなと。なぜもっと慎重に深くボーリング調査をやらなかったんかという疑問がある。結果論でしょうけど、そうあるべきだと思いますよ。と同時に、本数も少ないから。例えば福祉事務所の向こう側とか本当にできなかったんかなあと。Y1、Y2、Y3の通りがありますが、北のほうほど高いはずなんですよ。本数が余りにも少ないということでもって長さがそこまで想定していない。でもって、実施設計が本当に確たる根拠のデータに基づいてではないと疑われるのではなかろうかと。それが言いたいわけですよ。そこまで慎重にしていかなとこれだけのくいは相当のお金がかかるわけなんです。

○砂田施設建設・再編課長 委員のおっしゃられること、すごく身にしみる部分もございます。

ちょっとボーリングの位置を再度確認させていただきます。今、前のほうに出していますけども、この黄色いラインがY1、Y2、Y3のライン。このラインはくいを打つラインです。ボーリング自体はくいを打つラインでやりたい。としたときに、このY3ラインについてもできるといったらこの角ぐらいしかなかったと。Y2ラインについても、ここに高速充電器があったり、センターの出入り口があったり、ここは福祉事務所の出入り口があるということでも難しいと。やるとすれば、唯一、Y1のラインについてはこのラインで結構あいているということで、もちろんこの角をやっています。この真ん中やっています。ここをやろうとしたんですけども、浄化槽にぶち当たってしまって位置を変えてこちらでやったというような経緯がございます。本当に欲しいのはやっぱりこのラインが欲しかったということです。結果、車庫、倉庫棟のほうでやったボーリングデータしか近傍がないもので、このデータを引用して支持層を決めたという経緯がございます。もちろん、例えば安全を見越して深くやるというのも手ではあります。そういうやり方もないとは言えないと思っています。ただし、私どもからいくと、仮に短くなったときに減額の変更がしづらいということがございます。というのは、くい自体はもしもそれで確定ということになってしまうと、くいを発注します。その所定の長さで発注して、仮に短くなったときに、じゃあ短いやつで投入してくださいということが簡単にはいかないわけです。持ってきて、実際に打ってみたら入らなかった、支持層はもっと高いところにあったということになると、上を飛ばしてしまうという作業になってきます。今の場合は完全にもう長さを決めていきます。補助工法を用いてその所定の位置までも掘削することを業者とは確約しています。ですから、もう決まった長さのものを持ってきて打ち込む。ですから、高どまりして頭を飛ばすといった作業も一切見ていないです。それも約束ということで業者とは話をしています。そういったこともございまして、なかなか余裕を見るといった形の契約というのがしづらいというのはございます。当初に十分な地盤データが得られてなかったというのは非常に遺憾なことですし、またおっしゃられたもう少し深くまで、当初のボーリングも大体25メートル程度まではやっています。

す。一番ここのあたりのやつで参考になるんですが、ここに石をどうも打ったらしくて、ずっと連続して3メートルぐらい石を打っています。そういったこともあって、もうほぼこの層に達したと判断したということです。その判断の仕方が甘かったと言われればもうそれは何とも言いようがないんですけども、その当時の状況からいえば、そこでこの層だと判定したのは無理からぬことかなとは個人的には思っております。

○掛谷委員 Y3のデータが欲しかったとおっしゃいましたね。でも、Y3って一番北なんですよ。北ということは岩盤系なんですよ、当然南と北では。それはこっちが海側ですからね、山側ですから、常識で言えば。それは数値が出んとはっきり言えません。Y3が重要なんかY1が重要なのかといたら、Y1ですよ、多分。深さとか軟弱地帯。だから、Y3が重要ではないんじゃないですか。

○砂田施設建設・再編課長 私の言い方が少し適切ではなくて済みません。全てのボーリングデータが大事でございます。先ほどの言い方になったのは、Y3の想定と実際にやったものの乖離が大きかったので、そういった言い方になったということで御容赦ください。

○掛谷委員 どっちか言やあY1のほうが重要なんですよ。常識で考えれば、Y1を深くやっとならばY3は少し短くなるんですよ。Y1をしっかりやっときゃえかったんじゃないですか。

○砂田施設建設・再編課長 Y1、Y2、Y3ラインで特にその優先順位はないと思っています。X5の断面を見ていただくとわかるんですけども、もっとぐっと上がるんだと思っていたわけですけども、実際はそんなに基盤層というのは大きく上がってない。要するところ、もちろん山に近い側なので、基盤層は上に上がってくるというふうなある程度の予想はしていました。実際に、車庫、倉庫棟でやったボーリングではかなり浅いところに出ていたんですけども、結果こういったデータが出てきた。総合的に判断してこういうふうな支持層という設定をしたということです。

○掛谷委員 極端な話は、じゃあ誰が責任をとるのかという話になってくるわけですよ。

○砂田施設建設・再編課長 今回、当初設計の段階で発注側の市からはこういったものをつくってほしい、プロポーザルでやっているわけですけども、ボーリングの箇所数についても、建物の状況等から有効にそのデータが採集できるものはこの6本という判断をした上で発注しております。ですから、設計者としてはそういった条件の中で最大限努力して設計をしていただいたと考えております。結果的にくいのが長くなったというのはとても遺憾なことなんですけども、特にその設計側に大きな瑕疵があるということはないですし、発注側としてもそういったところについては常々協議しながらやってまいっております。結果がこうなったことはとても残念だとは言いようがありません。

○佐藤総務部長 課長から説明しましたとおり、現場の状況ででき得る限りの設計をJVさんは出してきてくださっていますので、最大限のことをしたと思っております。それを受けて、市はそれをよしとしたわけです。ただ、先ほどから説明しておりますように、建物があってボーリン

グがたくさんできなかったという条件を補うためにも建設工事の発注をした後にボーリングを追加でやりますよと、その結果でもってくいのが長さが変わることはありますという説明はさせていただいて今日に至っておるわけで、その長さが今度こういうふうになりましたという報告をここでさせていただいております。そういうことがございますので、我々も出されたものをよしとしたということもありますし、現場の状況から全体をボーリング調査できないという不確定要素もある条件の中でしたので、責任がどこにあるのかと言われますと我々にもあるし、現場にもあるし、JVさんにもあるのかもしれませんが。この工事を適正に進めていくために必要なことはやっていく必要がありますので、御了解いただけたらと思っております。

○掛谷委員 結局、結構我々委員は、よしとせにやあいけんと思うとりもしますけども、これを一般市民が聞いたら何で1億円も高くつくのかと。こういう説明を我々も慎重に調査したらこういうことになったんじゃないということしか言えないですね、市民に対して。だから、委員は何しよんならと、もっとチェックせんからこういうことになるんじゃないというて怒られますよね、普通。みんな怒られるんですよ。

○川崎委員 1億円の追加というような変更が謝って済む問題じゃないですよ。

それで、具体的に聞きたいんだけど、2ページと4ページ、実際に建物が建つところとボーリングと図面が重なっていないからわかりにくいんです。追加で10本やったのは4ページで言うたらどの時点になるのかちょっと説明して。結論としては、もともと建物があったとしても、この10カ所のうち全部が建物でできなかったんじゃないだろう。基本設計から実施設計へ移る期間というのは結構あったと思う。そういう中から言ったら、4ページの既存の建物とこの10カ所追加でボーリングしたので何カ所ができてできなかったかはっきりして。

○砂田施設建設・再編課長 2ページにあるボーリングの図からいくと、できるのはやっぱりこの範囲とこのラインかなというふうに思います。ただ、ここへも高速充電器があったということもありましたし……。

〔「1メートルずらしたからというてどうってことない」と川崎委員発言する〕

そのときの判断としてはそういう判断をしたということです。

○川崎委員 ボーリングというのはあくまでも地層の予測のためなんじゃ。1メートルずれたってほとんど誤差は出りゃせん。10メートルずれたら誤差が出るかもわからんけど、結果的には、ここの図面にあるように地盤というのはほとんど上下がないというのが出とるわけ。そういう意味からいっても、追加でやる工事も、最初から実施設計の前でやるときゃええのに。それで、追加で10本も出るんじゃないら、4本で確認申請までできとんじゃないらそのままやって問題ないんじゃない。今ごろになって確認申請まで変更せにやあかんというようなことというのが大事だし、それで入札して契約までやるとということは大問題じゃねえんかな。

○砂田施設建設・再編課長 いろいろ御意見はあるのかと思いますけども、そこでは点でしか示

していませんけども、ボーリングをしようとするとかぐらを組んだり必要な機材を周りに置くとかしてかなりの範囲を占有することになります。来庁される方に御迷惑をかけるとか、例えば入り口の前でやるというようなことはとてもできるものではございません。それと、やはりボーリングはくいを打つ場所でどうしてもやりたいというのがあります。というのは、今回のこの地層のように転石がこれだけあると、実際にどうかというのを確認したいというのがやっぱり心情です。ですから、例えばこんなところでできるじゃないかと言われてここでやるよりも、実際にくいを打つ場所でやるというのが設計の確実性を上げるというふうに考えております。

○川崎委員 わかった、わかった。それでな、1月に終わっとんじゃから、契約を結ぶまで6カ月あったんじゃ。ボーリングやこう1カ月もかかりやせまあ。何もあらへんやない、潰した1月段階では。3月議会前にきれいに更地になって、幾らでもボーリングできとるよ。実際には、潰した業者から聞いてとるけど、1月の段階でそのくいを抜く見積もりまで出してやらせてくれと言うたら、見積もりだけ出して発注はしてもらえなんだと。そういうようなことまで聞いてんじゃ。結果的に10本も12本も追加で掘るんじゃったら、1月段階でやるときゃあ何も問題ありやへんやないの、潰した段階で何ぼでも判断できとるはずじゃ。地層やこうもそんなに変わりやへん、今言うたとおりじゃ。Y5のように南のほうは北よりはちょっと深いだろうけど、そんなに深くないというのがデータの的にも4本掘っただけでもわかっとんやろう。なぜ1月段階で更地になったときにできんのかな、そういうことが。おかしいで、ほんま。それで確認申請がとれとんじゃったらやらせたらええやない、それで。やったら何か問題があるん。

○砂田施設建設・再編課長 全体の工事計画の手順を少しおさらいさせていただきます。この工事については合併特例債の期限というようなことがあって、実際の期限が延びはしましたけども、これを発注する前段では4月の中旬に公告、入札の手順に入るというふうにしておりました。とすると、それまでにあらかた、もちろん設計書ができていて、それから確認申請の見込みも立っていてという段取りになってまいります。業者のほうの作業手順としては、大体1月あたりではぼ積算を終えている。最終的な図面の調整とかをして、納品があったのは3月の初めだったと思うんですけども。そういったことを考えると、ボーリングというのはもっと早い時期にやっておく必要がございます。それと、解体工事については2月の半ばぐらいまでは仮囲いがあったはずと聞いています。そういったことも含めて、1月の末からそういったボーリング調査をして、地盤データを集めてそれを設計に反映させるということは少し無理があったと判断しております。

○川崎委員 設計変更とかではなくて、解体してやるんだったら、慎重を期す意味では結局6月議会で契約を結ぶわけだから、独自に別の業者でボーリングをして、実施設計はほとんどできとんやから、念のために新しくつくる建物の土台のくいはボーリングしよう思うたらできとるが。そういうことで一生懸命誠意を示して、それでも足らんというならわかるけど、発注しても業者へ頼んでからやっぱり足りませんから1億円もの工事費を追加してくれというのはちょっと筋が違うんじゃねえんかな。21億円で確認申請とれとんやったらそれでやりゃあいいじゃん。違

うんかな。4本で実施設計して大丈夫だというふうに丸川設計とも意思統一ができたんやろう。特別委員会で何か説明したというけれども、障害物がなくなった段階で最終的にもう一回ボーリングでもやったらこんな議論をする必要一切ないが。

○石原委員長 済みません。経過、経緯、執行部ももろもろ時間をかけて御説明をいただいております。委員の中にもいろんな経緯についても御意見ございましょうけれども、ボーリング調査に関しては3月の特別委員会においても、当時の平田担当官よりとりあえず4本のボーリング調査を行いますと。それから、改めてより詳細なデータを収集するために発注後に10本の追加のボーリング調査を行いまして、もし仮に変更事象等発生すればまた御報告させていただきますというような旨で執行部としてももう進んできてきょうを迎えとるわけですから、そこをどうやったんかこうじゃねえんかというところの議論はこの期に及んではなかなか……。

[「いや、違う。契約するまでに時間があつたと言よん。契約するまでに慎重を期してやったら、こういう議論は一切必要ない。10本のうち全てが邪魔になってできなかったわけじゃないじゃろう。1メートルずらしたからというてどうってことない」と川崎委員発言する]

発注者、受注者ともに……。

[「実施設計の段階で4本掘っとんやろう。その業者に追加を頼んだら契約までにボーリングの最低データが出て、こういう説明は契約をする前にあつて当たり前じゃないんかな言よんじゃ」と川崎委員発言する]

契約前に追加の10本の調査の依頼とかというのは可能だったかどうか。

暫時休憩いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時34分 再開

○石原委員長 再開いたします。

○砂田施設建設・再編課長 4月の初めに公告をかけています。それ以降に設計の内容を変えるということは入札の条件を変えるということになるので、仮にボーリングをしていてそれを設計書に反映できるとしても、そこで変えることはできないわけです。ボーリング自体も、単独でやるよりも工事の中に含めて発注するほうが実際のその工事業者が地質を把握することにもつながりますし、そういった面での有利性はあるというふうに判断しておりました。

○川崎委員 4月の公告までの話をしょんや。1月に終わって3カ月あるわけだから、それまでにこういうことをやって、設計書に反映せんでも我々には報告せにゃあ。もしかしたら、こういうことで支持基盤がちょっと大丈夫でないという説明。こういうデータも1月から4月18日の公告が始まるまで4カ月あるわけだから、その間にやる気になったらできとることじゃが。だけ

ど、逆に言えば議会としては4本掘ってもう実施設計で確認申請もとれとって、あとはもう3月議会か6月議会で契約承認すりゃあええ段階じゃというとき、ほとんど問題提起がないじゃない。だから自信がないから契約してから追加で工事させていただきますのは虫のええ話じゃないかな。そんな工事あるん。この前も同じようなものじゃったけど。

○佐藤総務部長 委員がおっしゃられるのもわかりますけれど、現実に保健センターであるとか福祉事務所の建物がある中でボーリングの箇所数をふやすことができなかつたという現状で、でき得る限り正確なくいの長さと思われるもので設計せざるを得なかつたということはあると思うんです。でありますから、3月23日の特別委員会において、追加のボーリング調査10本を工事発注後に行いましてくいの長さを確定する作業を行いますと御説明させていただいておりますので、その旨を御理解いただけたらと思っております。

○川崎委員 もう一回だけ。2ページで10本追加のとき、既存の建物があつてできなかつたところだけ言うて。そのときでもできとんのがあろう。10本全部既存の建物が邪魔してできなかつたことなからう。Y1の一番西の角やこうというのはできとんじゃねえんかな、浄化槽があつてできなんだんかな。

○砂田施設建設・再編課長 一番西の角は浄化槽があるということで、それを外して実施しております。それから、実際に落としていないので、もしかしたらちょっとずれているかもしれませんが、Y1のラインでいくと、X5とX6の間にあるものについては建物が影響していたと考えます。それから、X7とX8の間にあるのは多分かなり建物に接ってるんじゃないかと思えます。先ほど申しましたように、ボーリングは点でやりますけども、やぐらを組んだりとか必要な資機材を周辺に置いてやりますので、これももしかしたらちょっと無理だと判断したんじゃないかと思えます。あとはNo.4というふうに追加でありますけども、これはできていたと考えます。Y2には消防署の跡の基礎が残っていたりしていたので、そのときに無理と判断をしたのかもしれない。ちょっと私では何とも言えないです。

○平田施設建設・再編課長兼庁舎建設担当官 川崎委員の御指摘、よくわかるんですけども、今、砂田課長が説明をしましたように確かに無理をすれば何本か打てたくいはあるのかもしれませんが、やはりどうしても何本かは難しかったという状況の中で、そうした中途半端な調査にならないように納得のいくようしっかり調査をしたいということがあつて、建物が全てなくなった後、工事の中でやろうと判断をしたということでございますし、工事の着手までに時間があつたんじゃないかの御指摘なんですけども、たしか消防署の基礎のコンクリートですとかそうした不確定なものが結構残っていたと思うんです。本体工事の中でそうしたものも確認をしながら、場合によっては撤去も必要になってくるといったことも含めて工事の中でボーリング対応したほうがいいんじゃないかという判断をしたものだったと理解しております。確かに、1億円の増というのは金額が大きいので、御指摘の点はごもっともなんですけども、こうした工事の変更契約で増額ということになると、常にこうした形で御指摘を受け、お叱りを受けるんですけども、工

事を発注する側としますと、事前にいろんな調査をして想定をした中で一番コストが安く上がる方法、一番安くできる方法を捉えて工事発注をするというのが基本でございますし、特に土の中のことは目に見えない部分なので、なかなか想定どおりにいかないというようなことが往々にして出てくるわけでございます。一番安い方法をとって進めていくから、後で想定外のことが起きたときにはどうしても増額変更ということになってしまうわけでございますけども、結果的に見ればそれは全て必要な金額ということでございますし、今回の工事費につきましても必要なものなのでお願いをしているということで、要はそのタイミングが最初の発注になるか、途中の変更になるかの違いだけであって、必要なものであるということは御理解いただきたいなというふうに思います。

○川崎委員 最後にしますけど、解体業者がくいやこうも抜く見積もりだけ出してくれというて発注がないまま見積もりだけ出させてもらいましたという発言じゃ。ほんまに、21億円、40億円もの経費がかかるようなものは1月段階で終わっとんやから。くいを打つ位置は大体設計図面もほとんどできとんやから、どの位置にくいを打つというのははっきりしとるわけじゃ。そこはせめて何メートルか掘って、掘るのに問題がないかぐらいまで見積もりまで出しとんのに発注せずしとるわけじゃ。結果的に、今度業者、97%がここで1億円でも5%上げたら102%みたいな予定価格をオーバーするような金額になるんよ。異常じゃろう。公共の予定額というのは大体86%、7%で落として頑張りょんの、10%も高い上にまた1億円というたら結局3億円以上じゃ。解体から契約までに幾らでも時間はあった。我々はそれを承認する立場じゃ。市民感情としても、高う落とした上にさらに追加だ、未確定だというて。未確定がはっきりしとんだったら、初めから解体業者に掘らしたりして、この実施設計でいいかどうかまで確認して発注するのが民間なら当たり前じゃと思う。発注業者に全部井で頼んで、あとは追加が出たらどんどん言うてください、払いますというような民間はおらんと思う。そういう意味からも、もう少し備前市の場合、もともと自然な土地じゃないわけで、埋め立てみたいなどころが多いんだから土質検査については慎重にして。もう少し公務員で市民の金を預かっただったら、予算を削ってもふやすようなことはやめてほしい。最低予算内でやってほしいということだけお願いしときます。以上です。答弁は結構。

○石原委員長 ほかに御意見。

○田口委員 当初設計のボーリング調査、4カ所では地盤データが十分ではありませんでしたということですね。当然だろうと思うんですけど、幾ら工事を急ぐからといってもやっぱり4カ所だけで設計するというのはそもそも無理があったんだろうと思うんですけど、その点はどうですか。

○砂田施設建設・再編課長 委員おっしゃられるように、4カ所では地盤データが不足していると判断しています。ですから、工事の中で10カ所追加して総合的に判断をするというふうにしていった次第です。

○**田口委員** そういう形で、工事の中で再度ボーリングしてくいの長さを決めるという話をしているんでしたら、くいが長くなると当然工事費用が上がるわけですから、そういうことももう少し丁寧に議会なりに説明しとく必要があったんじゃないんですかね。基礎部分でここまでやれと言っているのにやっていないとかという形で議論せにゃあいけんというのはいかにも初歩的な問題で、数十年も土建業者とつき合ってきた者としては到底理解できないことなんですけど。当然、くいが長くなったら金額は上がるという想定があるならそのことも含めて見積りの予定の中に入れとくとか、このくらい金額が上下することはありますとかという説明しようとするべきじゃないかなあとか、想定外だったのか、その辺はどうなんですかね。

○**砂田施設建設・再編課長** ボーリング自体は契約してからすぐにできるわけではなくて、業者を調達するということがあります。始めたのが8月あたりだったと覚えています。その中で、なかなか狙っていた支持層というのが確認できないということでボーリングの延長が長くなったというのは前段でも御説明したとおりです。最終的に、ボーリング調査を終えて結果をまとめられたのが9月の半ばでした。先般9月定例会の総務産業委員会ではそういった御報告をさせていただきましたと思っています。長くなるということで、事業費が増工の傾向にあるということについては説明をさせていただいて、今回変更設計の内容も固まってきたということでこういった資料で説明をさせていただいたと考えております。そんな中で説明不足があったとすると、また反省して、しっかりと説明をさせていただきたいと考えております。

○**田口委員** 掛谷委員も言われていましたけど、我々も市民から選ばれてチェック役としてこういう場におけるわけで、しっかりと市民に説明できる資料ですとか回答がないと納得していただけないんですよね。だから、そういう意味ではもう少しきちっとした形で資料なり、今回選出された議員に対してもわかりやすい資料を用意して、我々が検討できる状況をつくってもらわんと困るというのはちょっとあるんですけど。追加で資料が出れば。

○**佐藤総務部長** こちらとしてはきょうお示ししました資料、それから6月定例会での総務産業委員会での資料等をお示しして、できるだけ丁寧な説明に努めてまいったつもりではございます。それで不足だという御指摘だろうと思いますので、それについては真摯に受けとめて、今後、よりさらに丁寧に説明できるものを用意させていただけたらと思っています。ありがとうございました。

○**掛谷委員** 今の田口委員の発言をもっと具体的に言えば、入札があったり、それからボーリング調査したり、追加調査したり、要するに経緯、経過、時系列でどういうふうな流れでこうなったかというものをわかりやすく出してもらいたいのの一つと、この図面、これは建物、それから調査ボーリング実施箇所という赤いやつ、黄色、黄緑、ここへ落としてほしいんですよ。でないとわかりづらい。もっと言えば、ボーリング調査という写真がありましたよね。これにはないかな。ボーリング調査する広さ、大きさ、4メートル四角ぐらい要るんですか、多分。そうになると、今言う福祉事務所とかY2なんかはできにくいというのは、口だけではなくて欲しいです

ね。要は、ボーリング調査というものが今回大きな問題になっているわけなんだから、そのところ辺をもうちょっと詳しく市民にも説明できるような資料も出してもらいたい。ほかにもあるんだろうと思いますけど、気がついたのはそういうところなんですけどどんなでしようか。

○砂田施設建設・再編課長 委員に御指摘いただいた内容を考えて、そういった経過も含めた資料作成をさせていただきたいと考えております。

○掛谷委員 我々、総務産業委員だけじゃない。これは大きなお金だし、ほかの議員にもそれを出してもらいたい。それで説明が必要だったらまた説明してもらいたいと思いますけど。お願いします、委員長。

○石原委員長 経緯の資料ですか。

どの辺からですか。

○砂田施設建設・再編課長 思いとしては当初のボーリングをしたあたり、設計を始めたところから時系列でどんなイベントがあったかというところを並べていくというふうな、その間でどういった作業をしていたかとか、そういったことをお示しする、そういった資料になるのかなと思っておりますけども、よろしゅうございますか。

○掛谷委員 うん。それでボーリングでも、4メートル四角ぐらい要るんかどうか、高さはあれとして。要するにボーリング調査ができなかったという話なんですから、そこら辺も市民が見たら、ああなるほどできんわと、そこまで要るんかという話じゃけど、そこまで要るんですわ。

○土器委員 建物を解体してから調査する、時間的な問題ではなかったんです。その建物を解体して調査、ボーリングしとれば問題なかったんじゃないかと思うんじゃないか。その辺ちょっと教えてください。

○砂田施設建設・再編課長 そもそもその庁舎建設については、合併特例債を使ってというふうな経過がございました。以前の合併特例債の期限から逆算していくと、この4月に発注をしないと間に合わないだろうというそういう見込みがございまして、実際はおっしゃられるとおり建物を取り壊して更地にした上で調査をすればよかったですけども、そういったことがタイムスケジュール的におさまらなかったということで、4本先行してボーリングしてそのデータを用いて設計をしたといったようなこととなります。

○土器委員 そうしたら、いつまでだったらもう少し時間が待てたわけ。いつからそれにかかったんかちょっとわからないんだけど、それまでにまとまらななわけ。

○砂田施設建設・再編課長 ですから、先ほど申しましたように4月の初めに公告するということになると、そこまでに実施設計書なりその確認申請等についても用意しておく必要がございまして。そういった作業というのも年明けからやっているわけで、それを逆算していくと、もう工事を発注する1年近く前に物が撤去されていないとそういった調査も含めた全体のスケジュール、工程がおさまってこないと思われまして。

○土器委員 そうしたら、あそこへ建てかえるというのは1年前に決まっていなかったんですか。

逆に言ったら、一番問題になつとんがそうでしょう。してないから言ようるわけで、初めから潰したところで調査しとけばこんな問題ないわけでしょう。何か一番の要因、こういう理由でできなんだというのを教えてほしいだけ、間に合わんというか。いつごろ庁舎を建てるのを決めて、それからすぐしていれば間に合うとんかもしれん。

〔「1年もそれ以上も前じゃ」と呼ぶ者あり〕

それが問題になつとるわけじゃろう。もうちょっと早う解体しときゃあ。

○石原委員長 委員間討議でもええですけど。

○尾川委員 ボーリングの数も、経済的な理由でといったらあれだけど、できなんだという面もあるし、節約したという面もあるというふうな説明を今したがな。それを信用するかせんかの話じゃが。最初から10本やりゃあええけど、1億円ぐらいかかるんか、それだけかかるから、数を減して、またその減し方が、10本するところを4本で通るんか通らんかの話じゃが。後で金使うか、最初から金使うかという話なんじゃ。それを言ようんじゃと思うで。安全を踏むんじゃったら10本でも20本でも最初からやりゃあええわけじゃけど、それを経済的な節約というたら怒られるけど、安全第一じゃろう。それを苦しい答弁しよんじゃねえかなと聞きよんで。

○川崎委員 4本で確認申請がおりとるわけじゃろう。実際は発注してから10本、12本しとるわけじゃろう。そんなん確認申請がおりるん、土台のところ。実際、掘ってみんとわからんから確認申請はこれで許可ください。あと、実際には建物がなくなってボーリングして、くの基礎工事はボーリングはふえるかもわかりません。それは事後承認でも確認申請というのはたったの4本でも十分ですと、基礎調査もできとる、これで重量計算してもこれは十分もちますとかという、耐震も今の基準が厳しゅうなった、そういう耐震構造もできとるんですというのが4本で許可がおりとんじゃったらそれでやっときゃええが。それが10本掘らにやあできないと言うんだったら、契約する前に半年もあつたし、もうどうせ半年間、何カ月か、合併特例債がちょうど延びてばたばたせんでもええ時期があつたんや、建物もないし。やっぱり、そうしてまず議会と執行部のお互いの信頼関係を持って設計業者に臨んで、最終的にはこういう金額で契約をしたいと思いますという議案が出てくるんだらうと思うからやな。もうちょっと、6月じゃのうても9月でも十分間に合うたんじゃないかとか、12月でもそれじゃあよかつたがな。どうせ延ばしよるじゃない。どうなん、ほんまにそうとん。実施設計で4本掘って、確認申請がおりて、現場で問題になりゃあまた追加工事でいろいろやりますけど、それはもう継続費か何かでやることだから県の確認申請と関係ないの。ちょっとそこだけもう一回確認の意味で答弁して。

○砂田施設建設・再編課長 確認申請のときに、ボーリングを何本打つとかというふうなことが要件にはなっていないです。要するところ、多いか少ないかは別にして、そういった地層データをもとに設計した内容についてそれが構造的に適合できるかどうかという判定をしているわけです。ですから、今出してきたそのデータなりでもって判定機関は構造的に安定するか、基準法に基づいているか、そういった判定をするということです。今回の場合は、追加ボーリングで短く

なる場合もあるし長くなる場合もあります。いずれにしても、基礎の構造がそういったことで変わるといことなので、これが適合判定に触れるかどうかという確認からまず入ります。今回の場合は長くなったということで、もちろん判定計算もやりかえますけども、その上で判定機関にそういったデータを出して、これが根本的に確認申請をやりかえる必要があるものかどうかのとそういったことも確認しています。その中では、くいが長くなったことについて構造的な安定性が欠けるという判断はない、その中で軽微な判定、変更として取り扱うという評価をいただいているところでございます。

○土器委員 今、尾川委員から出たんですけど、実際、儉約するために4本にしたんですか。それを聞かせて。

○砂田施設建設・再編課長 4本に儉約したわけではなくて、その当時に有効なデータがとれるのはこの4本だというふうに判断して設定したということでございます。

○掛谷委員 結果的には、要は4本じゃなくて12本が本当に要するという想定だったんか、やらなきゃいけなかったんかという。要するに、早いか遅いかの違いで、本当に12本はやる気があったんですかということです。4本で終わるときゃあ済んだの話が、もう少し安心・安全じゃないけども、それを担保するがゆえに12本を全部やったということで、16本を想定してたんか、途中で変更して、いや追加ですよということになったんかということも、追加でしょうな、結局、安全性を高める意味で。

○砂田施設建設・再編課長 経緯から行くと、4本では地盤データが不足するというので追加してやるという、それを10本に設定していたというのは事実です。実際にやってみて、それまでの4本と同じような経過なり支持層の確認がそうぶれなければ、もしかしたら10本全部やっていたかもしれない。ただ、やってみるとかなり想定したものと違って来たということがあるので、結果的に10本全部実施して、さらにそれが深くなったというのはあります。そういった経緯がございまして、特に何本ならよくて何本ならだめとか、そういうところまでの想定はなかったのではないかと思います。

○掛谷委員 ただ、そこが一番のみそなので、慎重にも慎重を期してというてしつこう川崎委員が何遍も言うた、その問いには余り答えてはなかったんじゃないかと。おっしゃるとおりお金は少しかかるけども、それぐらいの想定をしておりますと言ったら、それぐらいのお金が出とんじゃないですか。だから、それはやはりちょっと想定を間違えたんじゃないかなと。想定内にしとけばよかったんじゃないかなあと思ったりするんじゃないけどね。

○佐藤総務部長 掛谷委員がその想定内にしておけばよかったのではないかなとおっしゃられるんですけど、当初の4本のボーリングの結果でもって想定したくいの長さにしてたわけですが、最初は。それでは箇所数として不足であるということもわかっていたので、最初から工事発注後、10本追加でボーリングして、そのくいの長さについて検証して、足らなければ長くなることもありますし、長ければ短くなることもありますということは考えておったわけです。今回の

場合は短くなることはありませんでしたけれども、長くなったのでこういう変更が出ますという御説明をさせていただいているところでございます。

○掛谷委員 何か正論のように聞こえるんだけど、非常に難しいです、本当にね。そう聞けばそうかなと思うし、もっともっと慎重にしておればこういう問題はなかったかなあと思うところもあるし、非常に難しい問題ですねというのが感想ですけどね。

○川崎委員 聞きゃあ聞くほどそういうやり方もあるんじゃないだろうけど、これだけ30億円を分離発注で3カ所に分けとるわけじゃ。こういう議論をする前に、本当に地元業者が潰して、くいがあるからそれを取り除きましょうか。その段階で、まず障害物を除いて、それが1,000万円ふえようが2,000万円ふえようが、それは建物を取り除くんじゃから障害物は全部きれいに更地にするために必要なことだという、経費は認めるのは当たり前。と同時に、4本じゃあ不十分じゃと言いながら確認申請をとる心境がわからんのじゃけど、更地になった段階でボーリングを早急に業者に頼んで、10本でも12本結果的にはふやしとんやから、それも入札してちゃんとやった上でこういう金額で契約を結びますということなら何も言うことない。ああ、そのとおり工事が順調に工期どおりに終わることを願いますで議会は終わるわけじゃ、普通は。それが、もう談合情報が流れ、予定価格の97%で落とし、ここへ来てまた追加が出る。やっぱりやり方がね、もう50年か100年に1回のような仕事をやろうとするときにやり方が余りにも慎重さに欠けとるといふか。分離発注じゃから徹底的に分離発注すりゃええんじゃないかな。それで、業者がわざわざ潰しとって障害物があるから取り除かせてくれ、見積もりを出せというから執行部から言われて出したところが発注だけはしてもらえませんでした、そういう話も確認しとんやから。今後はもう少しやり方を変えてほしいです。

○佐藤総務部長 全体のスケジュールの中で、何度も御説明すると同じことになるんですけど、ことしの4月の初めには工事の発注のための公告をしなければ合併特例債の期限に間に合わなかったというそういうスケジュールで走ってきていましたので、川崎委員がおっしゃられるようにちょっと間をあけてボーリングだけ先にして、それから設計変更して正しいもので、今のよう内容で発注、公告できていれば変更するということは余りなかつたろうというふうには考えられるんですけど、合併特例債の期限があったと。今は5年延長になっていますからよろしいんですけど、その当時はまだあったという状況の中で、こういうスケジュールで走らざるを得なかったということで御理解いただけたらと思います。

○川崎委員 どっちにしても契約して変更しようるわけじゃ。軽微な変更じゃから、確認申請の変更も大したことないという説明じゃけど、公告が4月18日じゃから潰してからボーリングする時間は丸4カ月近くあるわけじゃ。だから、そのときにボーリングして、追加がもしかしたらくいの変更があるかわからんから、こういうデータが出たときに出してくれときゃあ何も言うことない。それを、工事発注してその後、それもこの段階にならんとこういう詳しいのが出んというようなやり方はな。20億円も超えるようなところで、1億円、5%もふえるような変更を、

設計図面上は軽微な変更かどうか知らんけど、そういう市民の金を使って公共施設をつくろうというときにはやっぱり慎重にせんならんのじゃから、そのとき業者が見積もりも出しとんやから、すぐやってもろうときゃあもう1月末か2月にはボーリング結果も出て3月議会にでもこういうデータを出せとるよ。それで、6月議会に契約は正式に出しますというぐらい言うてくれときゃあ何も言うことないよ。おかしいなあ、3月議会には出ん。6月の当初には出ん。突如6月13日に追加議案で出てくるようなことをしとるわけじゃろう。それは焦って時間がないんかどうかわからんけど、もう少し中身として、いろいろ疑惑も出たような契約なんじゃから、もうちょっと分離発注を徹底してやるときゃあ、地元業者もほかの参加してない業者も納得できるわ。余りにもやり方がルーズだと思いますよ。今後もやっぱりこういうやり方をするんかな。障害物が出たというて、相変わらず受注した業者に追加追加で予定価格の100%に近いような公共事業で仕事をさすんかな。私は許されんと思うよ。予定価格で最低価格が85.5から86.5というその辺で絶対に落としてできる仕事だということで予定価格を決めるやろう。100%超えるような工事発注して恥ずかしくないかな、本当。仕方なく議会には認めえみたいなことを言うるけど、もう5年も延びて6年近う期間延びたんやから全部再検討したらどうなん。

○石原委員長 委員、お気持ちはわかるんですけど、もうちょっと冷静に。言われたいことはよくわかるんですけど、議論の場として。

〔「だから、冷静な工事発注してほしい」と川崎委員発言する〕

それらも含めて6月に議会が契約案件を可決したわけですから、それより前にさかのぼってというところもなかなか、それはもう幾らでもただしていただきゃあええんですけど、そういう現実があることは御理解をいただきたいところです。

○土器委員 4本ボーリングしたときにある程度のはわかっと思ったんですか。例えば、後、せにゃあいけないようなこと。

○砂田施設建設・再編課長 4本のボーリングでその地点での地盤データというのはわかっています。けども、そこはあくまで点で、それを面的な広がり地盤を把握するためにはさらに追加のボーリングが必要だというのは認識をしていたということです。

○田口委員 合併特例債というのがあって、急ぎ過ぎているというのは事実なんです。だから、こういう形でこのまま進めるということが果たしていいのかどうなのかというのは思いますね。ここでもう一度ちょっと立ちどまって再点検して、次々次々基礎部分で問題が出る、上部構造で問題が出るというようなことでは到底我々も市民に説明ができませんし、時間もあるんだからちょっとここで立ちどまるべきじゃないかなと思いますけどね。かかったらとまれんと言いますけど、東京都の豊洲なんか中途でとめて何年もおくらしている例もありますけど、この6階建てというのも人口が減っていく減っていくと言いながら果たして6階建てが必要なのかというのも市民も言っていますし、その面も含めてちょっとこのまま進めていくというのには私は賛成できかねるという思いでおりますけど、執行部としては中断することは考えていないんですか。

○佐藤総務部長 委員のおっしゃられることは委員の御意見としてお伺いしておきますけれども、我々としては合併特例債の期限に間に合わなかったとしたら、今度は一般単独事業債での庁舎建設ということになります。これは財源としては借りることはできますけれど、それに対して交付税措置は一切ありません。ということになりますと、70%の交付税の措置のある合併特例債を使って庁舎建設を考えるということは我々としては最優先で考えるべき事項であったということですので、御理解いただきたいと思います。

○田口委員 今の合併特例債も延びたわけですから、我々としてはここでちょっといろんな問題を指摘されている中で立ちどまって見直して、工事が既にもう半年近く延びているわけですから、それがもう半年延びても特に問題はないかなと思うんで、立ちどまってもうちょっと精査したらどうかと思うんですけどどうですか。

○佐藤総務部長 委員がおっしゃられますように、もうあと半年延ばすということになれば、きょうも御説明いたしましたけれども、工期が延びるだけで何百万円、何千万円という余分な経費がかかってきますので、そういったことは我々としてはちょっと避けたほうがいいと思っております。

○石原委員長 ほかに。

○尾川委員 5ページの仮設道路の実施についてをちょっと説明してもらいたい。地元にもどの程度この裏の道を通るとするかどうかというのを確認したいんです。

○砂田施設建設・再編課長 工事車両の通過ということですが、基本的には、前の都計道路からの出し入れになります。どうしても前から入れるような資材等があると、後ろ側からということなのですが、その具体的にどれぐらいの量を何台で運ぶかというのは把握できてございません。隅切りについては、もちろん駐車場に入っていただくお客さんの利便性を考えていないわけではございません。ただ、道路としての利用であれば建設課とかそういったところの対応になりますけれども、今回の場合は工事用の車両の通過のことがちょっと頭にございましてこういった形での実施にしたということでございます。

○尾川委員 それは地元にはちゃんと説明しとる。

○砂田施設建設・再編課長 地元説明会を工事の前にしておりますけれども、その際にもこういった入り口、ゲートをどこに設けてどういったような工事の仕方をするということについては説明をさせていただいております。

○尾川委員 ふたについての説明は。

○砂田施設建設・再編課長 今回ふたがけしている内容については説明をしておりません。

○尾川委員 追加で説明してえてあげてください。

○砂田施設建設・再編課長 一応、区長さんへはこういった内容ですということの説明はさせていただきましたが、今後はそういった点も踏まえてやっていきたいと考えております。

○掛谷委員 西側の駐車場、北東は入れんようにロープをしていますよね。これは安全上のこと

为什么呢。

○砂田施設建設・再編課長 委員御指摘の西北側に開口部を設けて出入りするということも考えたんですけども、両側に車をとめているとやはり見通しが悪いということと、前の道路が非常に狭くて、幅員が狭いために出るときに大回りして出るというような形で安全性の確保に問題がないかなということと、西側にお店ございまして、そこにブロック塀が残っていたりして視界が余りよくない。また、通学路になっているというようなこともあるので、それらを踏まえて西北側の開口部を設けてないということでございます。

○掛谷委員 そういう考えなんで、もうちょっと研究してもらいたいなあとは思いますがね。研究してみてください。

それから、これ大事なこと。これは予算が1億円何ぼ。12月ですか。予算は。

○佐藤総務部長 この予算については、今現在いただいております予算の範囲内でございますので、これに係る補正予算はございませんけれども、契約変更がございますので、その契約変更に係る議決についてはいただかなければいけないということでございます。それについては臨時議会をお願いしたいと考えております。

○川崎委員 臨時議会をやるんだったら、全協でも開催して説明してください。総務産業委員以外の議員が全然知らずに本会議でいきなりというのはやり方としてはまずいんじゃないですか。要望です。

○石原委員長 一度ちょっとお預かりして。

〔「総務産業だけでやる問題じゃない」と川崎委員発言する〕

協議をさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本日の調査研究を終了といたします。

以上で本日の総務産業委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時23分 閉会